

消費生活用製品安全法に基づく

製品事故情報報告・公表制度の解説  
～ 事業者用ハンドブック 2025 ～

消費者庁 経済産業省

## 目 次

1.1	製品事故情報報告・公表制度の目的と趣旨	1
1.2	製品事故情報報告・公表制度の創設と背景	2
1.3	経年劣化が原因の事故を防止する制度について	3
1.4	消費者行政の司令塔としての消費者庁の発足	4
1.5	製品事故情報報告・公表制度の概要と制度のフロー	6
2.1	消費生活用製品の定義・考え方（法第2条第1項）	9
2.2	消費生活用製品から除外されている製品	11
2.3	消費生活用製品となる製品	13
3.1	製品事故及び重大製品事故の定義、製品事故とは	19
3.2	重大製品事故の要件、報告対象となる製品事故とは	21
4.1	製品事故情報の収集・報告、事業者の基本的な責務	25
4.2	製造又は輸入事業者の報告義務	27
4.3	報告義務の履行方法	29
4.4	事実の確認、重大事故の判定、報告期限の考え方	30
4.5	消費者庁への重大製品事故の報告	36
4.6	重大製品事故の報告の方法	47
4.7	独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への製品事故情報の報告	50
4.8	製品事故の発生を知ったら（製造又は輸入事業者の場合）	51
4.9	製品事故の発生を知ったら（小売販売事業者の場合）	52
4.10	製品事故の発生を知ったら（修理又は設置工事事業者の場合）	54
5.1	消費者庁等による重大製品事故の公表の流れ	58
5.2	消費者庁による具体的な事故情報の公表	60

5.3	事故情報の技術的調査・原因分析	6 1
5.4	事故情報の技術的調査・原因分析後の対応	6 2
6.1	再発防止対策をどのように講ずればよいか	6 3
6.2	リコール開始及び進捗報告の提出	6 5
6.3	再発防止対策に販売事業者はどのように協力するのか	6 7
6.4	再発防止対策の実施における個人情報の取扱いについて	6 8
6.5	経済産業省による再発防止策、危害防止命令、罰則	6 9
6.6	消費者庁による体制整備命令、罰則	7 2
7.1	製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン	7 3
8.1	独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の制度の概要	7 4
8.2	独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への業務用電気用品 の事故報告	7 6
8.3	独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への業務用LPガス器具 の事故報告	7 8
8.4	独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への事故報告様式	7 9
8.5	独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の連絡先一覧	8 3
8.6	独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への事故情報収集制度 における事故情報の処理	8 4

## 付 録

初 版 平成 19 年4月  
第2版 平成 24 年7月  
第3版 平成 30 年4月  
第4版 令和5年 11 月  
第5版 令和7年 12 月

## 1.1 製品事故情報報告・公表制度の目的と趣旨

- ◇ 私たちの日々の生活で使用される製品の安全性を確保するためには、事業者による安全な製品の製造・輸入・販売や消費者への情報提供、消費者による製品の合理的な選択や使用、行政による安全性確保のための取組など、事業者、消費者、行政がそれぞれの役割を適切に果たすことが不可欠です。
- ◇ そのためには、危険性のある製品の製造・輸入・販売の防止は勿論のこと、製品事故が発生した場合には、事故に関する情報を社会全体で共有し、その再発を防止することが必要です。このため、メーカー等の事業者に対し、国への製品事故情報報告の義務付けや、国から消費者に向けて事故情報を迅速かつ的確に提供することが不可欠です。
- ◇ こうした観点から、消費生活用製品安全法（昭和48年6月6日法律第31号）において、『製品事故情報報告・公表制度』が創設されました。
- ◇ この制度は、製品事故の情報収集、公表、再発防止の措置などが掲げられ、事業者と国の行政機関が一体となって、製品事故発生の防止に取り組むためのものです。
- ◇ 事業者の方々は事業活動を行うに際して、消費生活用製品安全法の趣旨を十分理解し、製品事故に対して適切に対応することが求められます。こうした制度を着実に実施することで、一人でも多くの国民を製品事故の被害から守り、安全・安心な社会の構築を目指していきましょう。

## 1.2 製品事故情報報告・公表制度の創設と背景

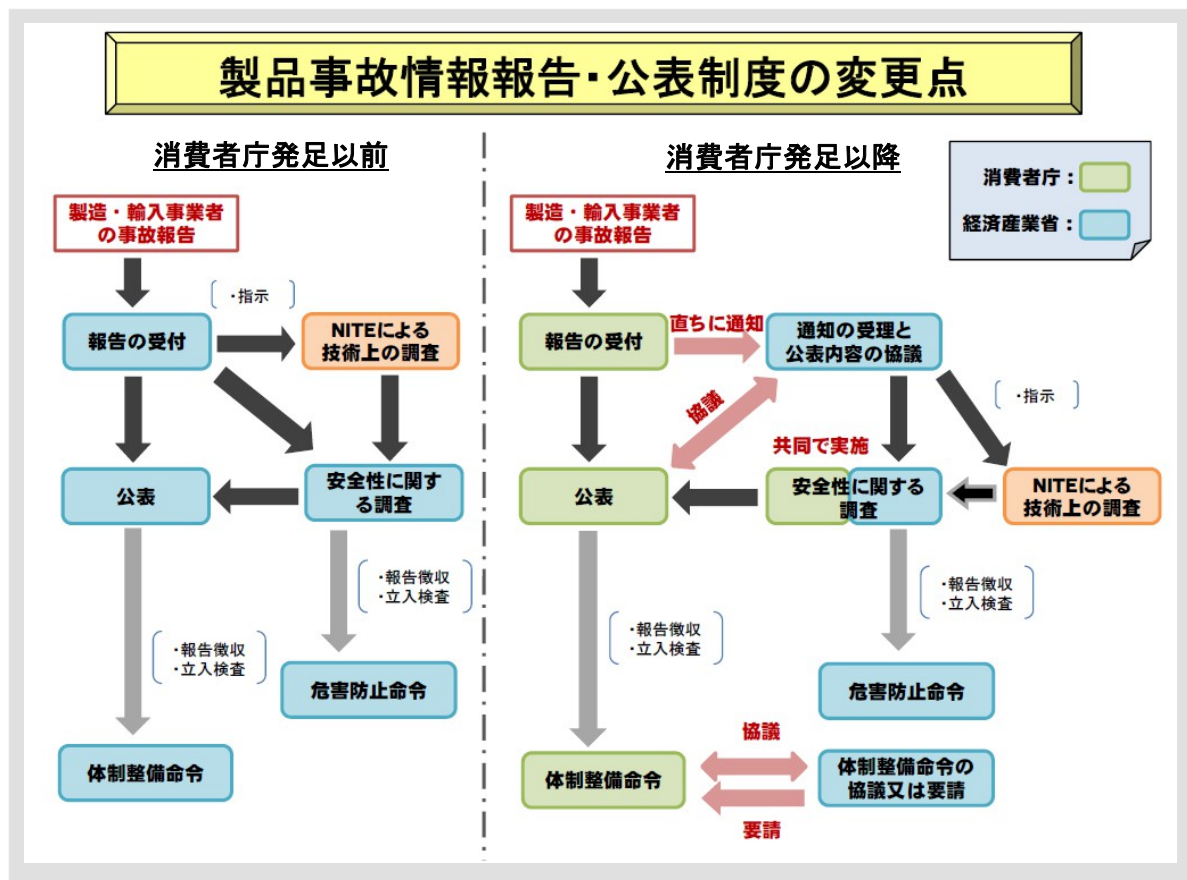
- ◇ 平成18年に社会問題として世間の耳目を引くことになったガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死傷事故を契機とし、家庭用シュレッダーによる幼児の手指切断事故など、私たちの生活で使用されている身の回りの製品での痛ましい事故が次々と明らかになりました。
- ◇ こうした製品事故への対応をつぶさに調査・分析した結果、製品について一番熟知し、かつそれに責任を持っている製造事業者や輸入事業者が、消費者に対して事故情報の提供や注意喚起をほとんど行っておらず、行政に対しても事故情報をほとんど報告していなかったことが明らかになりました。
- ◇ 製品事故情報の収集や公表については、平成18年以前から、事業者の協力に基づく任意の制度として実施されてきましたが、法的に義務付けられていませんでした。このため、事故の再発防止措置等を迅速に行うことが難しい状況にあり、行政による対応の遅れや不備が生じ、そのことを指摘される結果となりました。
- ◇ こうした教訓を踏まえて、私たちの身の回りの製品に係る事故情報の報告・公表制度を新たに設けるため、平成18年11月、第165回臨時国会において、消費生活用製品の安全性について幅広く規定している消費生活用製品安全法の改正法案が審議され、衆議院及び参議院の全会一致で成立し、平成18年12月6日に公布、平成19年5月14日から施行されました。

## 1.3 経年劣化が原因の事故を防止する制度について

- ◇ 平成19年5月に製品事故情報報告・公表制度が施行され、製造又は輸入事業者から重大製品事故が経済産業省（平成21年9月からは消費者庁）に報告される中で、製品の経年劣化が事故の原因であると判断されるものが確認されるようになりました。
- ◇ このため、市場出荷後の製品について、経年劣化による事故を未然に防止する措置の必要性が認識されるに至りました。そこで、平成19年11月、第168回臨時国会において、消費生活用製品安全法の一部を改正し、新たに「長期使用製品安全点検制度」を創設し、同月に公布、平成21年4月1日から施行されました。
- ◇ この制度では、製品の所有者自身による保守が難しく、経年劣化による重大製品事故の発生のおそれが高い2品目<sup>※1)</sup>を「特定保守製品」と位置づけ、事故を未然に防止するために製品の所有者が点検保守等を適切に行えるよう、特定保守製品の製造又は輸入事業者（特定製造事業者等）において製品の所有者をサポートする仕組みが設けられています。
  - ※1) 石油給湯機、石油ふろがま
- ◇ 本制度が創設された当初は、社会的に許容できない程度の事故率である1ppmを具体的な基準として、これを超える9製品が特定保守製品として指定されました。一方、製品設計上の経年劣化対策が措置された結果、各製品の経年劣化事故率は近年大きく低下してきました。このため、特に1ppmを大きく下回っている7製品（密閉燃焼式石油温風暖房機、浴室用電気乾燥機、ビルトイン式電気食器洗機、屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま）については、令和3年8月1日に消費生活用製品安全法施行令を改正し、特定保守製品の指定から外すことにしました。なお、除外された7製品の一部については、法定点検を限定的に残す等の経過措置を設けています。
- ◇ 消費生活用製品安全法における「長期使用製品安全点検制度」創設と同時に、電気用品安全法（昭和36年11月16日法律第234号）においても、経年劣化による重大製品事故発生率は高くないものの、事故件数が多い5品目<sup>※2)</sup>について、設計上の標準使用期間等の表示を定め、消費者に長期使用時の注意喚起を促すため、新たに「長期使用製品安全表示制度」が設けられています。
  - ※2) 扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビ

## 1.4 消費者行政の司令塔としての消費者庁の発足

- ◇ 平成20年の第169回通常国会において「消費者行政を統一的、一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織」との構想から、消費者庁の創設について議論が行われ、平成21年6月、第171回通常国会において、消費者庁及び消費者委員会設置法、消費者安全法等の法律が可決され、「消費者に身近な諸法律を所管」、「消費者被害・事故等の情報を一元的に集約」、「消費者行政の司令塔として各省庁に対する勧告、措置要求、すき間事案への対応」を柱とする消費者庁が、同年9月1日に発足しました。
- ◇ 消費者庁の発足により、消費生活用製品安全法に基づく「製品事故情報報告・公表制度」のうち、重大製品事故報告の受理及び公表業務は消費者庁、重大製品事故の事故原因究明・分析は消費者庁及び経済産業省が共同で行い、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）<sup>ナイト</sup>への調査指示及び再発防止策の実施は経済産業省が行うこととなりました。



## 消費生活用製品安全法とは

### 消費生活用製品安全法の目的

- 消費生活用製品安全法は、消費生活用製品の安全性を確保する一般法として、昭和48年に公布、翌年から施行された後も、時代の要請を踏まえた数々の改正を経て、現在に至っています。
- 消費生活用製品安全法は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害発生及び拡大の防止を図るため、以下の措置を講じており、これにより、一般消費者の利益を保護することを目的としています。



### 消費生活用製品安全法による措置

- 危険性の高い消費生活用製品（特定製品）の技術基準を定め、安全性の担保されない製品の販売等を規制
- 製品事故に関する情報の収集及び提供等
- 一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生又は発生するおそれがある場合には、製品回収等の命令。
- 長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い消費生活用製品（特定保守製品）2品目について、保守基準を定め安全を確保する点検制度（長期使用製品安全点検制度）



**一般消費者の利益の保護**

## 1.5 製品事故情報報告・公表制度の概要と制度のフロー

- ◇ 製品事故情報報告・公表制度は、大きく分けて次の二つの内容から構成されています。
  - ① 事故情報の収集と公表
  - ② 事故原因の究明と再発防止対策
- ◇ 本制度では、事故情報の迅速な収集と公表によって、その後の同種の事故の再発防止につながることを期待しています。

### ① 事故情報の収集と公表

#### 1 事故情報に関する事業者の基本的な責務

消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売事業者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に適切に提供するよう努めなければなりません。

(消費生活用製品安全法第34条第1項)

取引デジタルプラットフォーム提供者（以下「取引DPF提供者」という。）は、消費生活用製品（その提供する取引デジタルプラットフォーム（以下「取引DPF」という。）を利用して行われる通信販売に係るものに限る。第四項において同じ。）の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者が前項の規定により行おうとする情報の収集及び提供に協力するよう努めなければなりません。

(消費生活用製品安全法第34条第2項)

#### 2 製造・輸入事業者に事故報告義務が課せられています。

消費生活用製品の製造又は輸入事業者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、知った日を含めて10日以内に、当該消費生活用製品の名称、型式、事故の内容等を内閣総理大臣（消費者庁長官）に報告しなければなりません。

(消費生活用製品安全法第35条第1項及び第2項、消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令第3条)

#### 3 内閣総理大臣(消費者庁長官)が事故内容等を迅速に公表します。

内閣総理大臣は、事業者から報告を受けたこと等により重大製品事故の発生を知った場合には、一般消費者の生命や身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称、型式、事故の内容等を迅速に公表します。

(消費生活用製品安全法第36条第1項)

#### **4 販売事業者等は重大製品事故を通知するよう努めなければなりません。**

消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。

**（消費生活用製品安全法第34条第3項）**

取引DPF提供者は、消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者に通知するよう努めなければなりません。

**（消費生活用製品安全法第34条第4項）**

## **② 事故原因の究明と再発防止対策**

### **1 製造・輸入事業者は製品回収等の措置をとるよう努めなければなりません。**

消費生活用製品の製造又は輸入事業者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、その製品事故の原因を調査し、危害の発生や拡大を防止する必要があると認めるときは、製品の自主回収等の措置をとるよう努めなければなりません。

**（消費生活用製品安全法第38条第1項）**

### **2 販売事業者等は製品回収等の措置に協力するよう努めなければなりません。**

消費生活用製品の販売事業者又は取引DPF提供者は、製造又は輸入事業者が消費生活用製品（取引DPF提供者にあつては、その提供する取引DPFを利用して行われる通信販売に係るものに限る。）の回収措置等を行うときは、当該措置等に協力するよう努めなければなりません。

**（消費生活用製品安全法第38条第2項）**

- ◇ 本制度における重大製品事故の発生から製造又は輸入事業者による製品事故情報の報告、内閣総理大臣及び経済産業大臣等による事故情報の公表、さらには報告を怠った事業者に対する命令や罰則といった一連の流れは、次ページのとおりです。

# 重大製品事故発生

※当ページにおいては、消費生活用製品安全法を「法」、消費生活用製品安全法施行令を「施行令」、消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令を「重大事故報告等に関する内閣府令」という。

**重大製品事故の要件**  
 死亡、火災、一酸化炭素中毒、後遺障害、重傷（治療に要する期間が30日以上）  
 （法第2条第7項）（施行令第6条）（重大事故報告等に関する内閣府令第2条）

小売販売・修理・設置工事事業者・取引DPF提供者による重大製品事故の通知。  
 （法第34条第3項、第4項）

（責務）

## 製造・輸入事業者の事故報告義務

- ①当該消費生活用製品の名称、機種・型式
  - ②重大製品事故の内容、人的被害
  - ③製造・輸入・販売数量 他
- （法第35条第1項）

取引DPF提供者は、製造・輸入事業者等が行う消費者への情報提供に協力。  
 （法第34条第2項）

（責務）

消費者への情報提供  
 （法第34条第1項）

所定様式で、重大製品事故を知った日を含め10日以内  
 （重大事故報告等に関する内閣府令第3条）

## 消費者庁による公表（1週間以内）

- ①ガス・石油機器は、直ちに事業者名、機種・型式名、事故内容等を記者発表及びウェブサイトで公表。
  - ②ガス・石油機器以外の製品は、
    - ア) 製品起因が疑われる事故の場合は上記①と同様、
    - イ) 製品起因が否かが不明な事故の場合は発生的事实を公表。
- ※なお、製造事業者・輸入事業者から重大製品事故に関する報告がない場合においても、一定の場合には、重大製品事故の情報を公表することとしている。  
 （法第36条第1項など）

## 経済産業省に協議 （法第36条第2項）

（指示）

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）による技術上の調査  
 （第36条第4項）

（必要に応じて）

## 製造・輸入業者の責務

- ①事故発生の原因に関する調査を行う。
  - ②危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、回収その他の措置をとるよう努める。
- （法第38条第1項）

（責務）

販売事業者又は取引DPF提供者は、製造又は輸入事業者が行う危害防止措置に協力。  
 （法第38条第2項、第3項）

（責務）

## 消費者庁長官による命令

製造又は輸入事業者に対し、報告の徴収を行い、未報告又は虚偽報告に対して、経済産業大臣に協議し、体制整備命令を発動する。  
 （報告の徴収 法第40条第3項）  
 （体制整備命令 法第37条第1項）  
 （立入検査 法第41条）

（命令違反）

## 経済産業大臣による命令

経済産業大臣は、製造、輸入及び販売事業者等に対し、報告の徴収や立入検査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、製品回収等の危害防止命令を発動する。  
 また、内閣総理大臣に対し、製造又は輸入事業者への体制整備命令の発動を要請することができる。  
 （体制整備命令の要請 法第37条第3項）  
 （危害防止命令 法第39条第1項）  
 （報告の徴収 法第40条第1項）  
 （立入検査 法第41条）

（命令違反）

**罰則**  
 （法第58条第4号、第5号、第59条第12号、第13号、第60条）

何人も、消費生活用製品の安全性の確保に係る措置を消費者庁（重大製品事故）及び経済産業省（その他）へ申出が可能。両省庁は、必要な調査を行い、法に基づく措置他をとる。  
 （法第52条第1項、第2項）

## 2.1 消費生活用製品の定義・考え方（法第2条第1項）

- ◇ 消費生活用製品安全法第2条第1項において消費生活用製品とは、「主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）」と定義されています。
- ◇ 一般消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で一般消費者に販売されている製品で、別表に掲げるもの以外は、全て法の対象製品となります。
- ◇ 消費生活用製品安全法では、別表に掲げる消費生活用製品から除外される製品について明確にしていますが、消費生活用製品そのものを限定していません。これは、技術革新等によって新製品が次々出る度に、消費生活用製品として追加していくことは事実上困難であり、一般消費者の安全の確保に支障を来たすことがないように、消費生活用製品から除外される製品のみを限定して明示するネガティブリスト方式を採用したためです。
- ◇ 「主として一般消費者の生活の用に供される」とは、事業者又は労働者が、その事業又は労働を行う際に使用する場合以外の全ての場合をいいます。ただし、事業者又は労働者であっても、その事業又は労働に従事していない場合には、「一般消費者」となります。
- ◇ 消費生活用製品をたまたま業務用として用いた場合であっても、消費生活用製品安全法の対象となります。
  - 例：「パソコン」を会社のオフィスで使用
  - 「石油ストーブ」を作業場で使用
  - 「ソファー」をホテルの客室で使用      など
- ◇ 製造事業者等が「業務用」として製造又は輸入している製品であっても、その製品の仕様や販路等から、一般消費者がホームセンター等の店舗や、カタログやインターネットによる通信販売等で容易に購入が可能であり、一般家庭でも広く使用できるような製品は消費生活用製品となる場合があります。
- ◇ 「製品」とは、工業的プロセスを経た物であって、独自に価値を有し、一般消費者の生活の用に供される目的で販売されるものをいいます。そのため、建築物、構築物（遊園地のメリーゴーランド等）、鉄道車両、一次産品（原油、鉄鉱石、石綿（アスベスト）等）等は、消費生活用製品ではありません。

- ◇ 「部品」については、事業者が使用者であることが多く、また、製品に組み込まれて使用され、一般消費者が市場で購入するようなものではないこと等から、通常、消費生活用製品には含まれません。ただし、消費生活用製品に組み込まれて使用されるものの、市場で一般消費者に販売される、乾電池、カッターの替え刃、スキーのビンディング等のようなものは、これ自体が製品とみなされていることから、消費生活用製品になりますので注意が必要です。
  
- ◇ 他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象となっている製品は、「別表に掲げるもの」として消費生活用製品から除外されています。このため、別表に掲げられた製品で重大製品事故が発生した場合には、消費生活用製品安全法に基づく事故報告の義務は発生しませんが、個別の法令に従って対処することが必要です。

## 2.2 消費生活用製品から除外されている製品

### ★消費生活用製品安全法（別表）

- 一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける**船舶**
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項に規定する**食品**及び同条第二項に規定する**添加物**並びに同法第六十八条第二項に規定する**洗淨剤**
- 三 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等（いわゆる、**消火器具等**をいいます。）
- 四 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する**毒物**及び同条第二項に規定する**劇物**
- 五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する**道路運送車両**
- 六 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十一条に規定する**容器**
- 七 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第二条第二項に規定する**猟銃等**
- 八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する**医薬品**、同条第二項に規定する**医薬部外品**、同条第三項に規定する**化粧品**、同条第四項に規定する**医療機器**及び同条第九項に規定する**再生医療等製品**
- 九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつて一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがないと認められる製品で**政令で定めるもの**  
※（具体的には、以下の施行令に示したものです。）

### ★消費生活用製品安全法施行令（抜粋）

（消費生活用製品から除かれる製品）

第二十条 法別表第九号の政令で定める法律は、別表第四の上欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める製品は、同表の上欄に掲げる法律ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第四 （第二十条関係）

- 一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項各号に掲げる事項に係る**物件**  
（例えば、**船舶用機関**及び**船舶用品**等をいいます。）
- 二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条各号に掲げる**自動車の装置**及び同法第四十四条第三号から第十一号までに掲げる**原動機付自転車の装置**  
（例えば、**タイヤ**、**タイヤチェーン**、**窓ガラス**、**ヘッドライト**、**方向指示器**、**チャイルドシート**、**スキーキャリア**、**カーナビ**、**カーステレオ**等をいいます。）

## 対象製品を限定的に列記していません。

消費生活用製品安全法では、私たちの身の回りで使用する製品のうち、消費生活用製品の対象とならない製品のみを特定し、それら以外の製品は全て消費生活用製品としています（ネガティブリスト方式）。

### <消費生活用製品>

主として、一般消費者の生活の用に供される製品全般

船舶安全法【船舶】

食品衛生法【食品・添加物・洗浄剤】

消防法【消火器具等】

毒物及び劇物取締法【毒物・劇物】

道路運送車両法【自動車等】

高圧ガス保安法【LPガスボンベ】

武器等製造法【猟銃等】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧：薬事法）【医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器、再生医療等製品等】

消費生活用製品安全法で定める特定製品、特別特定製品

電気用品安全法【電気用品】\*

ガス事業法【ガス用品】

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律  
【液化石油ガス器具等】\*

消費生活用製品から除外されるもの

消費生活用製品に含まれるもの

（\*一部業務用製品（液化石油ガス器具等）にあっては供給設備に用いられている器具）は除外

## 2.3 消費生活用製品となる製品

- ◇ 消費生活用製品安全法では、消費者の生活の用に供する製品のうち、他の法律（前記）により安全性が担保されている製品のみを除いた全ての製品を対象としています。
- ◇ 具体的に、どのような製品が消費生活用製品に該当する、あるいは該当しないのか、判断に迷うと思われるものを中心に以下に例を掲げました。

### Q & A 消費生活用製品と業務用製品を区別する基準は？

<b>● 「一般消費者に販売」とは、どのような場合を言いますか。</b>	
<b>対象</b>	一般消費者を対象にした小売店舗での販売の他に、インターネットや他の方法による各種通信販売等も含め、一般消費者の生活の用に供される目的で、製品を市場で販売することを言います。このため、D I Y（Do It Yourself の略語）製品を扱うホームセンター等で一般消費者向けに販売されている製品は該当します。
<b>● 「業務用途として販売」とは、どのような場合を言いますか。</b>	
<b>対象</b>	事業を営む者が、事業用途として購入する需要を満たすために、対象を事業者に限って販売することを言います。販売形態は店舗販売以外の他の方法も含まれます。
<b>● 業務用製品として販売されていることの目安はありますか。</b>	
<b>対象</b>	例えば、イ）販売時に、事業用途として使用することを確認している、ロ）製品の販売先はあらかじめ決まっておき、事業者限定されている、ハ）製品の大きさ、金額等から一般消費者が購入するものではないことが明らかかなもの、などが業務用製品として販売されることの目安です。
<b>● 業務用として販売していれば、業務用製品に該当するという整理でよいでしょうか。</b>	
<b>対象</b>	業務用と表記し、販売していたからといって、直ちに業務用製品に該当するとは限りません。一般消費者が購入可能な状況で販売されている場合には、消費生活用製品に該当します。
<b>● 通常は事業者に限って販売していますが、一台でも一般消費者に販売した場合は、業務用製品とはならないのでしょうか。</b>	
<b>対象</b>	一般消費者にどのように販売されたかを含め、個別商品ごとに判断します。 例えば、業務用途として限定して販売されている特殊な製品と知りつつ、一般消費者がその製品をどうしても欲しい、と販売店から購入した場合は、その事例をもって、直ちに消費生活用製品に該当することにはなりません。
<b>● 製品を販売している販売店が、実際どのような販売形態なのかわからないため消費生活用製品か業務用製品か、どちらに該当するのか不明です。</b>	
<b>対象</b>	一般消費者向けに販売されているのであれば、消費生活用製品に該当します。製造・輸入事業者は、事故が発生した製品を消費者がどのように購入したのかを調べるとともに、小売販売店に事業用に限った販売を行っているか確認してください。不明な場合には、速やかに消費者庁に御連絡ください。
<b>● 事業を営む者が事業用途以外に購入する場合は、一般消費者として購入したことになりますか。 （例：会社の事務所内で来客用のお茶を冷やしておくために使う冷蔵庫を購入する場合）</b>	
<b>対象</b>	事業用途以外に、会社の事務所内で使用するために製品を購入した場合は、該当します。

●業務用として販売しているが、インターネット等で中古品が販売されている場合は、どう判断したらいいでしょうか。

**対象** 「通常、市場で一般消費者に販売されている製品」であれば、中古品でも消費生活用製品に該当します。ただし、事業者でない個人が行うネットオークションなどは、一般消費者が購入していても直ちに消費生活用製品に該当することにはなりません。

## Q & A 以下の製品は消費生活用製品に該当しますか？

製品名	消費生活用製品に該当するか否かの考え方及び解説 <b>対象</b> ：消費生活用製品に該当するもの。 <b>非対象</b> ：消費生活用製品に該当しないもの。
携帯電話	<b>対象</b> 消費生活用製品に該当します。
床暖房	<b>対象</b> 消費生活用製品に該当します。
インターホン	<b>対象</b> 消費生活用製品に該当します。
家庭用カセットこんろで使用するカセットボンベ（簡易ガスこんろ用ボンベ）	<b>対象</b> 高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）で適用除外とされている高圧ガス容器の製品は、消費生活用製品に該当します。
エアゾール容器	高圧ガス保安法第三条第一項八、同施行令（平成9年2月19日政令第20号）第二条第五項八及び第4条に基づき、ごく少量のガスを充填した高圧ガス容器について、これら法政令及び告示で定められた表示を行ったものは、高圧ガス保安法の適用除外となります。
ガスライター用ボンベ等	<b>非対象</b> エアゾール容器のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧：薬事法）に該当するもの（医薬品、医薬部外品、化粧品等）は除かれます。
ガス警報器	<b>対象</b> 消費生活用製品に該当します。
シャッター、窓、ドア	<b>対象</b> 家屋に設置されるシャッター、窓、ドア等は一つの製品として流通しており、一般消費者がショールームやカタログ等で広く購入することが可能です。これらは、消費生活用製品に該当します。
パラグライダー、ハングライダー	<b>対象</b> 航空法（昭和27年法律第230号）第2条で定める航空機に該当しないパラグライダーやハングライダーは、一般消費者が市場で購入することが可能であり、消費生活用製品に該当します。
家庭用小型太陽電池発電装置、ガスエンジン発電装置	<b>対象</b> 家庭に設置される小出力発電装置（ガスエンジン、太陽光、燃料電池等）は、消費生活用製品に該当します。

<p><b>電動車いす</b></p>	<p><b>対象</b> 電動車いすのうち、以下の内容を満たすものは該当します。</p> <p>イ) 車いすの外形を備え、かつ、身体障害者の肢体の動作を補完する機能を有するもの</p> <p>ロ) 鋭利な突起、角等がなく、歩道、歩行者用道路等を歩行者として通行することが妥当な形状及び大きさのもの</p> <p>ハ) 最高速度が、おおむね時速 6 km を超えないもの</p> <p>※上記の 3 条件を満たす身体障害者用電動車いすについては、身体障害者の肢体の動作を補完する義肢的役割を果たすもの（歩行者の扱い）であり、道路運送車両法（昭和 26 年法律 6 月 1 日第 185 号）における「道路運送車両」に該当しません。</p> <p><b>非対象</b> ただし、上記以外の電動車いすで、道路運送車両法における「道路運送車両（原動機付自転車）」又は「自動車」に該当するものは除かれます。</p>
<p><b>業務用厨房機器（ガスコンロ、ガスオーブン等）</b></p>	<p><b>対象</b> 飲食店等の厨房で使用される業務用厨房機器であっても、一般消費者向けに販売している場合には該当します。</p> <p><b>非対象</b> 業務用としてのみ販売されている場合には、消費生活用製品には該当しません。</p>
<p><b>天井、壁、床、柱、屋根、ガーデニング材料</b></p>	<p><b>対象</b> 一般消費者が購入し設置するガーデニング用のレンガ、一般家屋用の断熱材等は消費生活用製品に該当します。</p> <p><b>非対象</b> 天井、壁、床、柱、屋根、屋根材等は建築物と考えられ、一般消費者が店頭等で購入して設置するような性質のものではありませんので、これらは消費生活用製品には該当しません。</p>
<p><b>製品に組み込まれているもの（電池等）</b></p>	<p><b>対象</b> 単体で製品として店頭等で販売されている乾電池やバッテリー等は、消費生活用製品に該当します。</p> <p><b>非対象</b> 機器自体に内蔵されているなど、交換を想定しておらず電池単体で販売されていない場合には、機器の一部（部品）と見なされ、消費生活用製品には該当しません。</p>
<p><b>学校で使用されている机や椅子等</b></p>	<p><b>対象</b> 学校で使用されているものであっても、一般消費者向けにも販売されている製品（文具、食器、楽器等）は消費生活用製品に該当します。</p> <p><b>非対象</b> 一般消費者向けには販売しておらず、専ら学校の教室で使用されることを限定して販売された机や椅子は消費生活用製品には該当しません。</p>

カーナビ、カーステレオ等の自動車等に取付けられる製品	<b>非対象</b>	道路運送車両法第2条第2項に規定される自動車及び同条第3項に規定される原動機付自転車に取付けられることを前提として製造された製品（カーナビ、カーステレオ等）については、同法第41条各号に掲げる「自動車の装置」に該当します。よって、消費生活用製品には該当しません。
スノーモービル、エンジンカート等のオフロード車両	<b>非対象</b>	スノーモービル、エンジンカート、サーキット場で乗るレーシングカー、レーシングバイク、遊園地で乗るゴーカート等の車両は、道路運送車両法第2条に規定する道路運送車両に該当します。このため、消費生活用製品には該当しません。
輸送機器（フォークリフト等）	<b>非対象</b>	工場内で使用するフォークリフトや無人搬送車について、業務用としてのみ販売しているものは消費生活用製品には該当しません。
自動販売機、現金自動預け払い機（ATM）、券売機	<b>非対象</b>	一般消費者向けには販売していないと考えられ、消費生活用製品には該当しないと解釈しています。
ガソリン、軽油、灯油	<b>非対象</b>	これらは中間製品ないし半製品であり、消費生活用製品には該当しません。
布、木材、糸	<b>非対象</b>	これらは中間製品ないし半製品であり、消費生活用製品には該当しません。
エレベータ、家庭用エレベータ、階段昇降機	<b>非対象</b>	エレベータは、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に基づき、建築物として取り扱われているものであり、消費生活用製品には該当しません。
公園の滑り台、ブランコ	<b>非対象</b>	公園の遊具は、一般的に都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）の公園施設とされているものであり、消費生活用製品には該当しません。
ソフトウェア	<b>非対象</b>	ソフトウェアは無体物であり、消費生活用製品には該当しません。通常、ソフトウェアの場合、それを組み込んだ製品（ゲームソフト製品、パソコン用ソフトウェア製品等）が消費生活用製品に該当します。
マイコンガスメーター	<b>非対象</b>	都市ガス用のマイコンガスメーターは、ガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）におけるガス用品に当たらず、また、LPガス用のマイコンメーターは、一般消費者が所有する製品ではなくLPガス供給事業者が所有するものです。このため、マイコンガスメーターは、消費生活用製品には該当しません。

消火器、消防の用に供する機械器具等（日本消防検定協会により検定又は評価がされているもの）、住宅用火災報知機など

**非対象**

消火器を始めとする消防用機械器具等は、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）により技術上の規格が定められ、検定品目とされており、消費生活用製品には該当しません。（以下の12品目）

- ・消火器
- ・消火器用消火薬剤（二酸化炭素を除く）
- ・泡消火薬剤（水溶性液体用泡消火薬剤を除く）
- ・感知器、発信機
- ・中継器
- ・受信機
- ・住宅用防災警報器
- ・閉鎖型スプリンクラーヘッド
- ・流水検知装置
- ・一斉開放弁
- ・金属製避難はしご
- ・緩降機

また、同様に上記品目以外の消防用機械器具等において日本消防検定協会により、技術上の基準に適合しているかの評価が行われているものについても、消費生活用製品には該当しません。

- ・動力消防ポンプ
- ・消防用ホース
- ・消防用吸管
- ・消防用結合金具
- ・エアゾール式簡易消火具
- ・漏電火災警報器
- ・補助警報装置
- ・中継装置
- ・外部試験器
- ・放火監視機器
- ・音響装置（自動火災報知設備、漏電火災警報器用）
- ・予備電源（自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備用）
- ・消火器加圧用ガス容器
- ・蓄圧式消火器用指示圧力計
- ・容器弁（消火器及び消火器加圧用ガス容器用）
- ・消火設備用消火薬剤
- ・住宅用スプリンクラー設備
- ・消防用積載はしご
- ・消防用接続器具
- ・ホースレイヤー
- ・特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置
- ・可搬消防ポンプ積載車
- ・オーバーホールを行った特殊消火装置
- ・光警報装置
- ・屋外警報装置

<p><b>電動工具など、DIY用の製品</b></p>	<p><b>対象</b> 工事現場、建設現場等で使用できるようなものであっても、ホームセンターや通信販売で一般消費者向けに販売されている製品は、消費生活用製品に該当します。</p> <p><b>非対象</b> 一般消費者では、操作や管理が困難で、特殊な技能や資格等が必要とされ、一般消費者が購入できないものは、消費生活用製品には該当しません。</p>
<p><b>電動キックスケーター（電動キックボード）</b></p>	<p><b>非対象</b> 電動キックスケーター（電動キックボード）は道路運送車両法第2条に規定する道路運送車両に該当します。このため、消費生活用製品には該当しません。ただし、玩具として用いられる電動立ち乗り二輪車は消費生活用製品に該当します。</p>

## 3.1 製品事故及び重大製品事故の定義、製品事故とは

- ◇ 消費生活用製品安全法第2条第6項において、「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、以下のいずれかに該当するものであって、**消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの**（他の法律の規定によって危害の発生及び拡大を防止することができる認められる事故として政令で定めるもの<sup>1</sup>を除く。）と規定しています。
- ① 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
  - ② 消費生活用製品が滅失し、又は、き損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの
- ◇ 「消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの」には、**「製品の欠陥によって生じた事故か不明なもの」も含まれています**ので、十分に注意が必要です。
- ◇ 「消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」とは、以下の①～③の例のように、誰の目から見ても製品の欠陥によって生じた事故でないことが明らかな事故となります。このような事故の場合は、当該法律における製品事故には該当しないと解釈しています。
- <例>
- ① 包丁という消費生活用製品を使用して、故意に人体に危害を加えたような場合（誤った使用形態であることが明らか）
  - ② 自転車で行中、背後から来た自動車に追突され転倒し大けがを負ったような場合（使用している消費生活用製品は健全に機能しているが、当該製品とは関係ない原因で事故が誘発された場合）
  - ③ 火災の場合で、消防等公的機関により、出火元及び当該製品からの出火でないことが明確にされ、当該製品の調査が終了とされている場合
- ◇ 消費者による消費生活用製品の誤使用や、目的外使用によって引き起こされたと考えられる事故であっても、それが本当に製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白な事故か否か、極めて慎重に個別の事件事例で判断することが求められます。
- 公的機関等が関与しておらず、消費者と事業者のみでやりとりしている場合などでは、事故原因を安易に消費者の過失であると結論付けることは避けなければなりません。
- 上記のとおり、製品の欠陥によって生じたものか不明な事故も報告の対象となることに注意が必要です。

<sup>1</sup> 「政令で定めるもの」とは、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）に規定する器具、容器包装又はおもちゃに起因する食品衛生上の危害（食中毒等）をいいます。つまり、食品用の器具や容器包装等は消費生活用製品に該当しますが、これら製品によって引き起こされる事故のうち、食中毒等の「食品衛生上の危害」については、食品衛生法の枠組みの中で対処することとなります。

### 【事件事例】家庭用シュレッダー事故

比較的安価なシュレッダーにおいて、家庭で子供の手指を切断するといった事故がありましたが、これを単に、親が目を離していたことによる使用者の誤使用（過失）と判断して、製品事故ではないと結論付けることは極めて早計な判断であり不適切です。

なぜなら、以下のような事例があるからです。すなわち、メーカーは、家庭で使用されているシュレッダーが増えていることを把握していながら、製品の仕様（投入口の幅や投入口から刃の位置）については業務用の仕様を改めることなく、子供などがある家庭での使用を考慮した設計・製造の変更をせずに販売を続けました。この結果、投入口が幅広で、また、刃の位置も子供の手でも十分届く位置にあり、また、投入口の材質が柔らかく、たわんで指が入る、などの事実があったことから、「製品の欠陥でないことが明白」とは必ずしも言えず、製品事故に該当すると判断されました。

そのため、子供の行動を常に監視していない使用者（親）の誤使用である、と安易に結論付けることは、適切な判断とはいえません。

#### ◇ 消費生活用製品安全法は、製品の不具合が生じた時点において、当該製品が通常有すべき安全性を欠いていることを「欠陥」と捉えています。

なお、欠陥の類型としては、以下のものが含まれます。

##### ① 製造上の欠陥

製品の製造過程で粗悪な材料が混入したり、製品の組立に誤りがあったなどの原因により、製品が設計・仕様どおりに作られず安全性を欠くような場合

##### ② 設計上の欠陥

製品の設計段階で十分に安全性に配慮していなかったために、結果として製造された製品全てが安全性に欠けるような場合

##### ③ 表示・警告上の欠陥

有用性ないし効用との関係で除去し得ない危険性が存在する製品について、その危険性の発現による事故を消費者側で防止・回避するために適切な情報を製造事業者等が分かりやすい方法で与えなかったような場合

## 3.2 重大製品事故の要件、報告対象となる製品事故とは

- ◇ 消費生活用製品安全法第2条第7項において、重大製品事故とは、「製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するもの」と規定されています。なお、政令とは消費生活用製品安全法施行令（昭和49年3月5日政令第48号。以下、本文中では「施行令」という。）のことをいいます。
  
- ◇ 具体的に、以下の①及び②に示される危害が発生するような製品事故が、重大製品事故と判断されます（施行令第5条）。
  - ① 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
    - 死亡事故
    - 重傷病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷又は疾病）
    - 後遺障害事故（身体の障害に関する規定については、後述のとおり。）
    - 一酸化炭素中毒事故
  
  - ② 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの
    - 火災（消防が火災認定したもの）
  
- ◇ 身体の障害に関する規定は、消費者庁発足以前は消費生活用製品安全法施行規則で定めていましたが、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年6月5日法律第49号）の施行（平成21年9月1日）に際し、消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令（平成21年8月28日内閣府令第47号。以下、本文中では「内閣府令」と表記。）が定められ、内閣府令で身体の障害が規定されることとなりました。
  
- ◇ 施行令及び内閣府令により定める「重大製品事故」の要件は、以下のとおりです。

## ★消費生活用製品安全法施行令（抜粋）

（重大製品事故の要件）

第六条 法第二条第七項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。

- 一 一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。
  - イ 死亡
  - ロ 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める身体の障害が存するもの
  - ハ 一酸化炭素による中毒
- 二 火災が発生したこと。

## ★消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令（抜粋）

（身体の障害）

第二条 令第六条第一号ロの内閣府令で定める身体の障害は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる視覚障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
  - イ 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
  - ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
  - ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
  - ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
  - イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
  - ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
  - ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
  - ニ 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる嗅覚の障害
  - イ 嗅覚の喪失
  - ロ 嗅覚の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
- 四 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
  - イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
  - ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
- 五 次に掲げる肢体不自由
  - イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
  - ロ 一上肢又は一下肢のいずれかの指を末節骨の一部以上で欠くもの
  - ハ 一上肢若しくは一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの
  - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、その程度がイからハマまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 六 循環器、呼吸器、消化器、又は泌尿器の機能の障害であつて、長期にわたり身体に存し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

※重大製品事故の考え方の詳細については、「4. 4 Q&A 重大製品事故の見極め」を参照。

## Q & A どのような場合が報告対象になるのでしょうか？

<b>● 家庭向けにも販売されているガス湯沸器を事務所で使用し、一酸化炭素中毒事故が発生した。</b>	
<b>対象</b>	家庭向けにも販売しているガス湯沸器は消費生活用製品となります。そのため、当該製品を家庭ではなく事務所で使用し、一酸化炭素中毒事故が発生した場合であっても、報告の対象となります。
<b>● 食器乾燥機において、経年劣化により電線コードが断線し、そこから発火して火災になった。</b>	
<b>対象</b>	一般に、「経年劣化」によって重大製品事故が発生した場合には、それが「製品の欠陥でないことが明らか」とはいえないことから、報告の対象となります。
<b>● 「交換時期」を取扱説明書等に明記している部品について、その時期を越えて使用された場合に、経年劣化で重大製品事故が発生した。</b>	
<b>対象</b>	経年劣化（交換時期を越えて使用）は、上述のとおり報告の対象となります。また、取扱説明書に交換時期が明記してあっても、その仕方や内容が適切なのか、個別に判断する必要があります。そのため、交換時期を超えて部品を使用したことで発生した事故であっても、「製品の欠陥によって生じたものでないことが明らか」とはいえないことから、報告の対象となります。
<b>● 製品の設置の際の電気配線のミスで火災が発生した。</b>	
<b>対象</b>	製品を設置した事業者が、当該製品の製造又は輸入事業者の指揮監督下になく、当該火災の出火原因が、設置事業者のミスであると消防等公的機関により明確にされ、当該製品の調査が終了となっている場合を除いて、全て報告の対象となります。
<b>● アルカリ洗剤による視力低下や化学やけどが発生した。</b>	
<b>対象</b>	重大製品事故の要件に該当するかどうかを個別に判断する必要があります。30日以上の治療を必要とする重傷病事故、又は後遺障害事故（身体欠損、著しい視覚障害等）に該当する場合、重大製品事故として報告の対象となります。
<b>● パソコンのキーボードに含まれる化学物質によって、アレルギー性疾患になり、30日以上治療を要した。</b>	
<b>対象</b>	消費生活用製品の使用に伴い、30日以上の治療を必要とする重傷病を負った場合、報告の対象となります。
<b>● 農業機械を一般の家庭菜園で使用し、足を挟んで重傷を負った。</b>	
<b>対象</b>	一般消費者が農業用機械を、ホームセンター等で購入し、使用したことで発生した重大製品事故は、報告の対象になります。
<b>非対象</b>	農家が、農業用機械を農業のために購入し、事故にあった場合には、業務用製品による業務事故となりますので、報告の対象外となります。
<b>● 子供が基石を誤飲し、喉に詰まって、窒息死した。</b>	
<b>対象</b>	破損した製品が、意図せずに口の中に入った場合は報告の対象となります。また、おもちゃの笛のように通常、口にくわえて使うような玩具などの製品による事故の場合も報告の対象となります。
<b>非対象</b>	製品を使用する際に口にしないものであり、誤って飲み込んだものであることが明確である場合には報告の対象外となります。

<b>● 保護者が目を離れた隙に、乳幼児が玩具の部品を飲み込んで窒息死した。</b>	
<b>対象</b>	目撃者がおらず、事故の発生状況が分からない場合であっても、「製品の欠陥によって生じたものではないことが明らか」とはいえないことから、報告の対象となります。
<b>● ジョギングシューズを履いてジョギングをしていたところ、突然、滑って転んで全治30日以上 の怪我をした。</b>	
<b>対象</b>	ジョギングシューズが原因か、人の動作が原因か、路面の状態が原因か、又はそれらの複合的な原因が組み合わさったことによるものかなど、判断がつかない事故については、製品の欠陥によって生じた事故かどうかは明らかではないため、報告の対象となります。
<b>非対象</b>	「製品の欠陥によるものでない」として、公的機関等で判断されている場合には、報告の対象外となります。
<b>● 天ぷら鍋を自動消火装置のついていないガスコンロにかけたまま、その場を離れ、火災事故が 発生した。</b>	
<b>非対象</b>	消防等の公的機関により、「一般消費者の不注意として起きた事故であることが明らかである」との判断が出され、かつ、当該製品の調査も終了している場合には、報告の対象外となります。
<b>● 古いガス管の破裂から漏れたガスに着火して火災が発生した。</b>	
<b>非対象</b>	ガス管は消費生活用製品安全法の対象製品ではないため、報告の対象外となります。
<b>● 海外から、自己使用を目的とし個人輸入されたものや、自己所有を目的とし個人によって日本に 持ち込まれた製品において、日本国内で発生した事故の情報が、事故にあった消費者から同等の 製品を扱っている輸入代理店や正規取扱店に寄せられた。</b>	
<b>非対象</b>	情報が寄せられた輸入代理店や正規取扱店が、事故品の輸入事業者でない場合は、報告の対象外です。ただし、同等品を扱っている事業者は、同様の事故が発生する可能性について検討し、必要に応じて注意喚起情報を流すなど、事故の発生防止に努めることが求められます。
<b>● 国内でも製造・販売されている同型のノートブック型のパソコンが、米国の民家で発火し、家屋 が半焼した。</b>	
<b>非対象</b>	海外で発生した重大製品事故は、報告の対象外となります。
<b>● 海外旅行時に携行した製品が日本国外の旅行先で破損し、その際にケガを負ったとの事故情報が、 帰国後に消費者から事業者へ寄せられた。</b>	
<b>非対象</b>	海外で発生した重大製品事故は、報告の対象外となります。

## 4.1 製品事故情報の収集・報告、事業者の基本的な責務

- ◇ 製品事故情報の収集と提供に関して、消費生活用製品安全法第34条第1項、第2項、第3項及び第4項には事業者の基本的な責務が規定されています。
- 製造、輸入事業者等による製品事故に関する情報の収集及び提供（第1項）  
消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売事業者（一般消費者に対する販売の事業を行う者をいいます。）は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集して、その情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければなりません。このため、消費者等から製品事故に関する情報がもたらされた場合は、真摯に受け止め対応することが不可欠です。
  - 取引DPF提供者による製品事故に関する情報の収集及び提供への協力（第2項）  
取引DPF提供者は、消費生活用製品（その提供する取引DPFを利用して行われる通信販売に係るものに限る。第四項において同じ。）の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者が前項の規定により行おうとする情報の収集及び提供に協力するよう努めなければなりません。
  - 小売販売事業者等による製造又は輸入事業者への情報の通知（第3項）  
消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事事業者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。
  - 取引DPF提供者による製造、輸入又は小売販売事業者への情報の通知（第4項）  
取引DPF提供者は、消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者に通知するよう努めなければなりません。
- ◇ 製造事業者とは、消費生活用製品の製造行為を実質的に反復継続している者となりますので、アSEMBルメーカーも含まれます。また、OEM（相手先ブランド製造）の場合、単に製造行為のみを外注している場合は（例：委託元が自ら設計し、完成品の検査を自己の責任において行う）、基本的に委託元が製造事業者とみなされます。
- ◇ 輸入事業者とは、実質的に消費生活用製品の輸入を反復継続的に行っている者です。輸入代行事業者が介在している場合には、輸入に際しての委託契約等から輸入事業者を判断します。

- ◇ 消費生活用製品安全法（特定保守製品に係る規定を除く）において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれます。海外事業者が取引DPFを通じて日本国内の消費者に直接、消費生活用製品を販売した場合は、当該海外事業者が輸入事業者とみなされます。

消費生活用製品安全法におけるOEM生産品・PB品の取扱いに関する  
ガイドライン（平成20年7月）

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/shouan/07\\_shouan\\_guideline\\_3.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_shouan_guideline_3.pdf)

## 4.2 製造又は輸入事業者の報告義務

- ◇ 消費生活用製品の製造又は輸入事業者は、我が国の市場に最初に製品を投入する者であり、製品の設計・製造・加工・組立や輸入行為等を通じて、結果的に製品事故の原因を生じさせてしまうことから、重大製品事故の報告義務が課せられています。
- ◇ 製造又は輸入事業者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、知った日を含め10日以内に当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品の製造又は輸入数量及び販売数量を、所定の報告様式に日本語で記載して内閣総理大臣（消費者庁長官）に報告しなければなりません（消費生活用製品安全法第35条第1項及び第2項、内閣府令第3条）。
- ◇ 企業規模や企業形態を問わず、消費生活用製品の製造又は輸入事業者は、消費生活用製品安全法上の事故報告の義務を負います。
- ◇ 報告期限の「10日以内」には、土日・祝祭日も含み日数としてカウントされますので、消費者庁へ報告する際は、10日以内の報告期限を超えないよう注意が必要です。  
ただし、10日目が土曜日、日曜日、祝日又は年末年始閉庁日（12月29日～1月3日）の場合は、その翌日が報告期限となります（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第2条）。  
例：12月30日が10日目に当たる場合は、年末年始後の1月4日が報告期限となります。1月4日が日曜日の場合は5日の月曜日までに、1月4日が土曜日の場合は翌々日の6日の月曜日までに報告する必要があります。
- ◇ 消費生活用製品安全法第54条第1項第3号における「当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣」とは、施行令第13条の規定に基づくと、多くの消費生活用製品の主務大臣は経済産業大臣となりますが、例えば、鋤（すき）や鍬（くわ）などの製造事業を所管するのは農林水産大臣であるため、鋤や鍬などの使用に伴い重大製品事故が発生し、消費者庁が報告を受けた場合には、法第35条第3項に基づき、消費者庁は農林水産大臣に通知することとなります。  
ただし、施行令第10条（「他の法律」として有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律<sup>\*</sup>が該当する旨定められています）の規定に基づく通知に該当する場合や、消費者庁に報告された重大製品事故情報が他省庁の所掌に関するものであった場合は、製造又は輸入事業者の利便性を考慮して消費者庁から該当する主務大臣の省庁に適切に通知又は転送することとしています。  
<sup>\*</sup>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年10月12日法律第112号）

- ◇ 令和7年12月25日から消費生活用製品安全法等が改正され、特定製品等の輸入の事業を行う者のうち外国にある者を特定輸入事業者とし、日本国内において特定輸入事業者が輸入した特定製品等による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者として国内管理人が設けられました。特定輸入事業者における重大製品事故の報告にあたっては、国内管理人経由で報告書を提出していただくことも考えられます。

## ★消費生活用製品安全法施行令（抜粋）

（重大製品事故に係る危害の発生及び拡大を防止すべき他の法律）

第十二条 法第三十五条第四項 の政令で定める他の法律は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）とする。

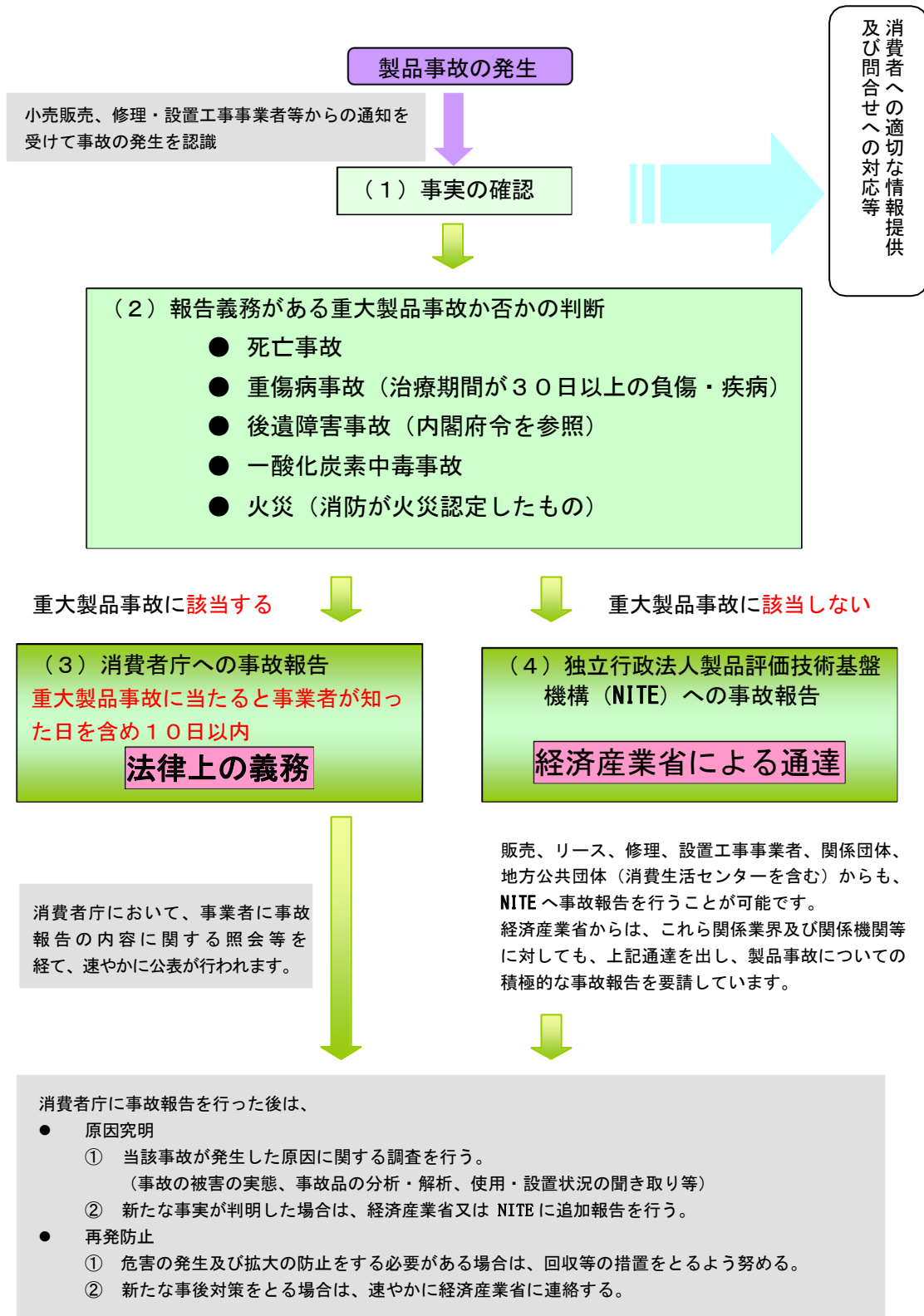
（主務大臣及び主務省令）

第十五条 法第五十四条第一項第三号 に定める事項（法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条第三項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請、法第三十九条第一項の規定による命令並びに法第三十九条の二第一項の規定による要請に関する事項を除く。）及び法第五十四条第一項第四号に定める事項（法第三十二条の八第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十三第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。）についての主務大臣は、経済産業大臣とする。

2 法第三十二条の八第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表に関する事項についての主務大臣は、当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣とする。

## 4.3 報告義務の履行方法

◇ 製品事故の発生から消費者庁への報告までの流れについては、以下のとおりです。



## 4.4 事実の確認、重大事故の判定、報告期限の考え方

◇ 製造又は輸入事業者は、事故の発生に関して連絡を受けた場合、事実の確認を行う必要があります。特に、重大製品事故の可能性が高い場合には、一刻も早く、下記①に示した「事故内容の把握」を的確に行うことが重要

### ① 事故内容の把握

- 情報源（連絡先、事業者名、連絡者の氏名等）
- 事故の発生製品（製品名、ブランド名、機種・型式名等）
- 事故の発生状況（発生年月日、場所、事故内容）
- 人的被害状況（死亡人数、負傷者人数） 等

### ② 当該製品、機種・型式に関する調査【社内の情報収集】

- 当該製品・型式品の製造・輸入・販売時期及び数量
- 同一あるいは類似製品での事故・不具合・クレーム情報等
- 社内対応者の確認（担当部署、役職、氏名、連絡先等）

◇ 次に、上記で収集した事実を基に、消費生活用製品安全法における重大製品事故に該当するののかについて、以下の観点から判断します。なお、判断が困難な場合は、報告期限内に速やかに消費者庁まで照会してください。

### ① 消費生活用製品に該当するののか？

### ② 製品欠陥による事故ではないと100%いえるののか？

### ③ 危害の内容又は事故の様態が、死亡、重傷病、後遺障害、一酸化炭素中毒又は火災のいずれかに該当するののか？

### ④ 当該火災は、消防が火災として認定し処理するものか？

◇ 以上の結果から、重大製品事故に該当すると判断される場合には、報告義務者は「重大製品事故の要件に該当する事故であることを知った日」を含め10日以内に消費者庁に報告しなければなりません。

◇ なお、「報告義務者が重大製品事故の要件に該当する事故であることを知った日」とは、事業者のいずれかの部署（例えば、お客様相談窓口の担当者で電話を受けた一社員等）が知り得た時のことです。事業者のトップや事故対応部署が知った時ではありません。そのため、日頃から事故の報告が入った場合の対応について、あらかじめ手順を定め確認しておくことが必要です。

- ◇ 詳細な情報収集を優先させたことにより、事故発生的事实を消費者に知らせるのが遅れ、結果的に同様の製品による事故が多発するような事態を招いてはなりません。
- ◇ このため、重大製品事故の発生を知った場合は、限られた期間の中で最大限の情報収集に努め、知った日を含め10日以内に消費者庁に報告しなければなりません。なお、ここでいう情報収集とは、事故原因に係る情報収集（事故原因調査）ではなく、事故内容の把握のことです。
- ◇ 消費者庁に報告した後も、引き続き、当該製品事故の被害の実態調査や原因究明等を行ってください。新たな事実が判明した場合や事後対策をとられた場合には、速やかに追加報告（第2報）を行ってください。なお、報告先は事故情報の公表前であれば消費者庁に、公表後は経済産業省となります。

## Q & A 重大製品事故の見極め

### ● 本人の申告による軽い一酸化炭素中毒であると思われる事故が発生した場合、とりあえず報告することが必要ですか。報告に当たり、医師の診断書が必要となりますか。

**回答** 一酸化炭素中毒は、症状の軽重にかかわらず、重大製品事故に該当しますので、報告の対象となります。危害の拡大を防ぐためにも、一酸化炭素中毒の疑いがあれば当該事故を知った日を含めて10日以内に報告しなければなりません。

その後、一酸化炭素中毒であるかの追加情報を収集するとともに、危害の状況を正確に把握するため、最終的には、被害者の同意の下で、医師の診断書により一酸化炭素中毒かどうかを判断することとなります。

### ● 被害者の方から医師の診断書を見せてもらえず、重大製品事故の判断ができない場合には、重大製品事故の判定ができないことから、消費者庁への報告をしなくても良いでしょうか。

**回答** 医師の診断書がないと重大製品事故に該当するか分からない場合は、被害者に十分説明を行い、協力が得られるよう努めてください。それでも診断書を見せてもらえない場合には、他の方法、例えば、医療機関の領収書等により治療等の事実が明らかである場合や、被害者との面談等で人的被害の状況が明らかかな場合には、診断書がなくても重大製品事故に該当するか否かの判断は可能です。このため、重大製品事故の要件に該当する場合には、医師の診断書がなくても消費者庁に報告書を提出する必要があります。

### ● 重大製品事故の要件において、「治療に要する期間が30日以上」と規定されていますが、治療に要する期間とは具体的にどういう期間を指すのでしょうか。

**回答** 「治療に要する期間」とは、医師による治療を受けている期間となりますので、治療開始日が事故発生日と異なる場合があります。なお、「治療」には、投薬やリハビリも含まれます。転院した場合には、当初の病院での治療開始日からの期間算定となります。ただし、治療を伴わず、単に経過観察だけの期間を設けた場合は、治療に要した期間に含まれません。

### ● 全治の判断について。

**回答** 一般的に全治の期間は、医療機関による「治療を要する期間」として使用される場合が多いため、例えば、診断書で全治1か月としている場合には、重大製品事故の要件に該当すると解釈します。

### ● 30日未満に完治した場合には、報告する義務はないと考えて良いですか。

**回答** 内閣府令で定めている後遺障害がなく、かつ治療期間が30日未満であれば、その時点では重大製品事故に該当しないため、消費者庁への報告は必要ありません。しかし、軽傷又は軽微な事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で事故情報の収集を行っていますので、NITEに報告いただきますようお願いします。  
また、後日、追加情報を収集している際に、30日以上の治療を要したことが判明した場合には、認識した日を含め、10日以内に消費者庁へ報告しなければなりません。

●全治30日とは誰が決めるのでしょうか。また、重大製品事故報告後に30日未満であることが判明した場合や、軽傷で入院していたものの最終的に死亡や重傷に至った場合などは、どうなるのでしょうか。

**回答** 基本的に、被害者の治療については医師が診断します。その際、おおむね何日間の治療期間を要する見込みか、が判断されます。  
当初、治療期間が30日以上と診断されたために重大製品事故報告を行ったものの、その後、治療期間が30日未満であったことが判明した場合は、詳細な経緯とともに消費者庁に追加報告を行ってください。  
消費者庁及び経済産業省では、追加報告を受け、重大製品事故の要件に該当しないと判断できた場合には、「重大製品事故でなかったことが判明した事故」として、「消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」で審議した後、その旨を公表します。  
他方、当初は軽傷であったものの、その後、死亡や重傷に至った場合には、当該事故が原因でないことが明白な場合を除き、重大製品事故の要件に該当することを認識した日（死亡や重傷に至ったことを知った日）を含め、10日以内に消費者庁に報告しなければなりません。なお、軽傷又は軽微な事故については、NITEで事故情報の収集を行っていますので、NITEに報告いただきますようお願いいたします。

●事故が発生した時、救助や消火を行った人（関係機関の出動等を含む）が、被害を負った場合は、負傷者数に含めて報告する必要がありますか。

**回答** 原則として、救助や消火を行った際に被害を負ったことが明らかな場合は、当該事故の人的被害の人数には含めませんが、明らかでない場合には人数に含めて報告してください。

●消防が出動すれば、火災があったとして重大製品事故報告を行うべきですか。

**回答** 本法における火災とは、消防が「消防法における火災」として認定したものととなります。消防の出動有無ではありません。  
製品が関係する火災が発生したという情報を入手した場合は、速やかに事業者から消防に連絡し、火災認定の有無を確認してください。  
確認の結果、火災認定されていることが判明した場合は、重大製品事故の要件に該当しますので、認識した日を含めて10日以内に消費者庁に報告しなければなりません。

●火災が発生したものの、消防から当該製品が出火元ではないと言われた場合、報告は必要ないのでしょうか。

**回答** 製品が関係する火災が発生したという情報を入手した場合は、速やかに事業者から消防に連絡し、火災認定の有無を確認してください。  
確認の結果、消防が火災認定を行ったものの、当該製品の調査が終了しており、「当該製品が出火元ではない」、又は「消費者の誤使用である」など、消防組織としての判断が出されている場合には、法第2条第5項の「製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」に該当するかどうかの判断を消費者庁が行いますので、判断を行った消防の連絡先、判断理由や出火元情報などを消費者庁に連絡してください。  
なお、「消防組織としての判断」は、消防担当者個人のコメントではなく、消防組織として判断が行われていることが必要です。

**●火災に該当する事故は、消防が火災と認定したのですが、自然鎮火した場合や被害者が消火した場合は、報告の対象になるのでしょうか。**

**回答** 自然鎮火や被害者が消火した場合でも、消防が火災認定を行っている場合がありますので、必ず事業者から消防に確認してください。確認の結果、火災認定されていることが判明した場合は、重大製品事故の要件に該当しますので、認識した日を含め10日以内に消費者庁に報告してください。  
また、消防が火災認定を行っていない場合には、重大製品事故には該当しません。ただし、火災に至らない事故であっても、NITE で事故情報の収集を行っていますので、NITE に報告いただきますようお願いいたします。

**●警察、消防、病院等からの連絡で重大製品事故の発生を知ったものの情報が少なく、被害者や事故の詳細が把握できない場合であっても、消費者庁へ事故報告をしなければならないのですか。**

**回答** 重大製品事故の要件に該当する場合は、被害者の情報や事故の詳細が把握できていなくても消費者庁への報告が必要です。これら関係機関から情報をもたらされた場合には、製品事故に関係する情報をもたらされた、と考えなければなりません。  
従って、関係機関から聞き取った情報などを基に、事故の内容について分かる範囲で報告期限までに消費者庁に重大製品事故の報告をしなければなりません。  
また、被害者等から直接、事故の情報を得た場合は、負傷の程度等を至急確認し、重大製品事故の要件に該当することが判明した場合には、認識した日を含め10日以内に報告書を提出する必要があります。

**●使用上の注意事項を守らずに発生した重大製品事故は、報告の対象となりますか。**

**回答** 単に、取扱説明書に注意事項等が明記されていれば良いというものではありません。記述の仕方や内容が適切なのかを個別に判断する必要があります。そのため、「製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」に該当するか不明な場合には報告書の提出が必要です。また、前述（p23を参照）のとおり、経年劣化によって発生した重大製品事故は、「製品の欠陥でないことが明らかな」とはいえないことから、報告の対象となります。

**●使用者の不注意や目的外使用により発生した事故は、報告の対象となりますか。**

**回答** 個別の事例で判断する必要があります。  
使用者の不注意や目的外使用で事故が発生したのかの判断は、慎重に検討する必要があります。本来の使用方法とは全く異なった方法で使用していることが明らかな場合には、「製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」に該当する可能性もありますので、判断に迷う場合は消費者庁に連絡してください。

**●使用者から、以前に発生した事故の連絡がありましたが、重大製品事故報告の期限の開始はいつの時点となりますか。**

**回答** 内閣府令で、重大製品事故の報告期限の開始は、「重大製品事故が生じたことを知った日から起算して10日以内」と定められています。事故の発生日ではありません。

**●火災現場に複数の製品があった場合には、現場にあった全ての製品について重大製品事故報告を行う必要がありますか。**

**回答** 出火元が不明であれば当該火災に関係する全ての製品が重大製品事故報告の対象となります。ただし、全焼火災で出火元が不明な場合は、屋内にあった全ての製品が対象ではなく、火元と思われる現場にあった製品が対象になると解釈しています。

**●火災現場に同一事業者の製品が複数あった場合にはどのように報告したら良いでしょうか。**

**回答** 消費者に販売されている製品ごとに重大製品事故報告を行う必要があります。このため、機種・型式が異なる場合には、それぞれの製品で報告書を作成し、提出する必要があります。

## Q & A 報告の起算日及び期限の考え方

●製品を製造する際、国内製造事業者（協力工場）等で委託製造する場合があります。この場合、協力工場の社員が重大製品事故を知った場合には、委託元である製造事業者に連絡することが急務ですが、あくまでも報告義務者である製造事業者の起算日は、協力工場の社員から連絡を受けた時点と考えて良いでしょうか。

**回答** そのとおりです。報告義務者が最初に「重大製品事故が生じたことを知った日」が起算日となります。

●重大製品事故が発生した製品の製造・輸入事業者を含むグループ企業内の販売・修理事業者が重大製品事故の発生を知った際には、製造・輸入事業者はこの時点から10日以内に報告しなければならないのですか。それとも、販売・修理事業者からグループ企業内の製造・輸入事業者が事故情報を受けてから10日以内に報告するのですか。

**回答** 内閣府令で、報告義務者である製造・輸入事業者は、重大製品事故の発生を知った日から起算して10日以内に報告することが義務付けられています。  
この場合、グループ企業であっても、別法人である販売・修理事業者から実際に製品を製造・輸入した事業者に対し重大製品事故の発生の連絡があった時点を目とし、そこから10日以内に報告すれば問題ありません（例：3日に認識した場合、12日が提出期限日となります）。  
ただし、重大製品事故の報告を逃れるために、意図的に別法人を置くなどの悪質な場合や、親会社の下でグループ全体が一つの企業体として業務を運営しているような場合には、親企業に対して報告義務を課す場合があります。

●報告期限の10日間には、土曜日、日曜日や祝祭日は含まれますか。また、10日目が土曜日、日曜日や祝祭日に当たる場合の報告期限の考え方はどうなりますか。

**回答** 内閣府令第3条で定められた報告期限の「10日以内」には、土日・祝祭日も含めカウントします。  
また、10日目が土曜日、日曜日、祝日又は年末年始閉庁日（12月29日～1月3日）の場合は、その翌日を報告期限とします（行政機関の休日に関する法律第2条）。  
例：12月30日が10日目に当たる場合は、年末年始後の1月4日が報告期限となります。1月4日が日曜日の場合は5日月曜日が報告期限となりますので、5日までに報告する必要があります。同様に、1月4日が土曜日の場合は翌々日の6日月曜日が報告期限となりますので、6日までに報告する必要があります。  
報告の方法は、「4.6 重大製品事故の報告の方法」に記載のとおり電子メール、web 等がありますので、報告期限の10日を超えないよう日程には注意してください。

## 4.5 消費者庁への重大製品事故の報告

- ◇ 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故を消費者庁に報告する際は、内閣府令第3条で定められた「様式第一」を用いて日本語で記載してください。
- ◇ なお、本ハンドブックに掲載している報告様式は、消費者庁ウェブサイト「消費生活用製品安全法（重大製品事故情報報告・公表制度）」、又は経済産業省ウェブサイト「製品安全ガイド（重大製品事故の報告）」からダウンロードできます。

消費者庁ウェブサイト 消費生活用製品安全法

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/centralization\\_of\\_accident\\_information/index.html#product\\_safety\\_law](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/index.html#product_safety_law)

経済産業省ウェブサイト 「製品安全ガイド（重大製品事故の報告）」

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/guideline/index.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/index.html)

**【消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告様式】**

様式第一（第三条関係）

（注）※印の欄には記入しないこと。

報 告 書

※ 管 理 番 号	
※ 受 付 年 月 日	年 月 日

製 品 名 ※品名（ブランド名）は、「品名（ブランド名）」欄に記載すること。	品名 （ブランド名）				
	機種・型式		生産地名：（ ）		
事故発生年月日	年 月 日		午前・午後	時 頃	
火 災 の 有 無	1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有 2.無	製品被害の有無	1.有 2.無
人 的 被 害 区 分	①死亡（ ）名				
	②負傷又は疾病（治療に要する期間が30日以上のもの）（ ）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（ ）名 2.聴覚又は平衡機能の障害（ ）名 3.嗅覚の障害（ ）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（ ）名 5.肢体不自由（ ）名 6.循環器機能の障害（ ）名 7.呼吸器機能の障害（ ）名 8.消化器機能の障害（ ）名 9.泌尿器機能の障害（ ）名				
	③負傷又は疾病（治療に要する期間が30日未満のもの）（ ）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（ ）名 2.聴覚又は平衡機能の障害（ ）名 3.嗅覚の障害（ ）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（ ）名 5.肢体不自由（ ）名 6.循環器機能の障害（ ）名 7.呼吸器機能の障害（ ）名 8.消化器機能の障害（ ）名 9.泌尿器機能の障害（ ）名				
	④人的被害なし				
事 故 内 容	① 事実関係（事故発生時の状況、経緯等）  当該機種・型式による重大製品事故の発生件数： 件（本件を除く。）				
	②事故発生の原因 1.設計不良 2.製造不良 3.使用部品又は材料の不良 4.経年劣化 5.表示の不備 6.取扱説明書の不備 7.据付・工事の不良 8.調査未着手又は調査中のため不明 9.調査不能のため不明 10.その他（ ） （以下、詳細を記述すること。また、8.を選択した場合は、調査方針、調査時期等、今後の予定についても記述すること。）				
	③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止 2.輸入の中止 3.販売の中止 4.製品の改良 5.製造工程の改善 6.品質管理の強化 7.製品の回収 8.製品の点検・修理 9.消費者に注意喚起 10.表示の改善 11.取扱説明書の改善 12.特に措置しない 13.検討中 14.その他（ ）				

	(以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述すること。また、13.を選択した場合は、対応方針、対応時期等、今後の予定についても記述すること。)
	④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先 (名称) : (連絡先) :

	⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先 (名称) : (連絡先) :
事故を認識した契機	(認識した契機) :
	(認識した年月日) 年 月 日 午前・午後 時頃
事故発生場所 ※住所は、都道府県から記載すること。	● (住所) :
	(具体的場所) :

☆当該機種・型式の製品に関する製造時期及び数量	(時期) : 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量) :
☆当該機種・型式の製品に関する輸入時期及び数量	(時期) : 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量) :
☆当該機種・型式の製品に関する販売時期及び数量	(時期) : 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量) :

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく本報告書の開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある場合は、以下の□を黒く塗りつぶすこと。

<input type="checkbox"/> 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある。
---

製造・輸入事業者の名称（法人名／個人事業主名等）、所在地等	(名称) :
	(報告者の業種) 1.製造事業者                      2.輸入事業者 (※)
	(届出の有無) 1.有                                      2.無
	「1.有」の根拠となる法律名 :
	1.電気用品安全法（旧：電気用品取締法） 2.液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 3.ガス事業法 4.消費生活用製品安全法

	(所在地) : (電話番号) : (担当部署) : (担当部署電話番号) : ● (担当者役職) : ● (担当者氏名) : ● (電子メールアドレス) :
所属の業界団体名 及び同所在地	(名称) :
	(所在地) : (電話番号) :
※ 特定輸入事業者の場合、国内 管理人の名称、 所在地等	(名称) : (所在地) : (電話番号) : ● (担当者氏名) : ● (電子メールアドレス) :

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 ●印の項目に係る記載内容（事故発生場所（住所）については、町村以下の部分に限る。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、法人役員の役職及び氏名その他既に公表されているものについては開示される。

**【消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告様式（記入例）】**

(注) ※印の欄には記入しないこと。

※ 管 理 番 号	
※ 受 付 年 月 日	年 月 日

製 品 名 ※品名(ブランド名)は、「品名(ブランド名)」欄に記載すること。	電氣ストーブ	品名 (ブランド名)	K E I S A N		
		機種・型式	A B C - 1 2 3 (生産地名：日本 )		
事 故 発 生 年 月 日	2007 年 4 月 1 日 午前・ <input checked="" type="checkbox"/> 午後 時頃				
火 災 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有 <input checked="" type="checkbox"/> 2.無	製品被害の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 1.有 2.無
人 的 被 害 区 分	①死亡 ( ) 名				
	②負傷又は疾病 (治療に要する期間が30日以上のもの) ( ) 名  (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害 ( ) 名 2.聴覚又は平衡機能の障害 ( ) 名 3.嗅覚の障害 ( ) 名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 ( ) 名 5.肢体不自由 ( ) 名 6.循環器機能の障害 ( ) 名 7.呼吸器機能の障害 ( ) 名 8.消化器機能の障害 ( ) 名 9.泌尿器機能の障害 ( ) 名				
	③負傷又は疾病 (治療に要する期間が30日未満のもの) (1) 名  (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害 ( ) 名 2.聴覚又は平衡機能の障害 ( ) 名 3.嗅覚の障害 ( ) 名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 ( ) 名 5.肢体不自由 ( ) 名 6.循環器機能の障害 ( ) 名 7.呼吸器機能の障害 ( ) 名 8.消化器機能の障害 ( ) 名 9.泌尿器機能の障害 ( ) 名				
	④人的被害なし				
事 故 内 容	① 事実関係 (事故発生時の状況、経緯等) 電氣ストーブをつけてから20分位建ったとき「バーン」という音が出て、背部より炎が上がり、壁や天井に延焼し焼損した。消費者が風呂の水を使い消火し、消防に通報した。消火の際、全治10日の火傷を負った。 当該機種・型式による重大製品事故の発生件数： 件 (本件を除く。)				
	②事故発生の原因 1.設計不良 <input checked="" type="checkbox"/> 2.製造不良 3.使用部品又は材料の不良 4.経年劣化 5.表示の不備 6.取扱説明書の不備 7.据付・工事の不良 8.調査未着手又は調査中のため不明 9.調査不能のため不明 10.その他 ( ) (以下、詳細を記述すること。また、8.を選択した場合は、調査方針、調査時期等、今後の予定についても記述すること。) 基板に使われている〇〇××という部品を取り付ける半田の量にばらつきがあり、電源の開閉による冷熱の繰り返しによりハンダ剥離が発生し、放熱性が低下することから、発火に至った。				
	③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止 2.輸入の中止 3.販売の中止 4.製品の改良 <input checked="" type="checkbox"/> 5.製造工程の改善 6.品質管理の強化 <input checked="" type="checkbox"/> 7.製品の回収 8.製品の点検・修理 9.消費者に注意喚起 10.表示の改善 11.取扱説明書の改善 12.特に措置しない 13.検討中 14.その他 ( ) (以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述すること。また、13.を選択した場合は、対応方針、対応時期等、今後の予定についても記述すること。) 販売した製品は、事故の再発の可能性があることから、新聞広告、自社HPにおいて周知を図り、製品の無償回収の措置を図るとともに、ハンダ付けの工程の見直し改善を行う。				
	④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先 (名称) : C D E 検査所 (連絡先) : 東京都□□□区 0 3 - 〇〇〇〇 - ××××				

火災の場合、(1)使用中か停止中か、充電中か、(2)製品から発火しているか、(3)周囲への延焼・焼損はあるか、(4)火災認定しているか、について明確に記載してください。

	⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先 (名称) : 経済産業株式会社 (連絡先) : 千代田区霞が関1-3-1 03-3501-1511
事故を認識した契機	(認識した契機) : ○×消防署より当社あて電話があり、火災事故の発生を認識した。 (認識した年月日) 2007年 5月 15日 午前・午後 10 時頃
事故発生場所 ※住所は、都道府県から記載すること。	●(住所) : 東京都○○区△△1-2-3 (具体的場所) : 居間

☆当該機種・型式の製品に関する製造時期及び数量	(時期) : 2000年 4月 1日 から 2006年 12月 16日 まで (数量) :
☆当該機種・型式の製品に関する輸入時期及び数量	(時期) : 年 月 日 から 年 月 日 まで (数量) :
☆当該機種・型式の製品に関する販売時期及び数量	(時期) : 2000年 5月 1日 から 2007年 4月 5日 まで (数量) : 28000台

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく本報告書の開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある場合は、以下の□を黒く塗りつぶすこと。

□ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある。
--

製造・輸入事業者の名称(法人名/個人事業主名等)、所在地等	(名称) : 経済産業株式会社 (報告者の業種) 1. 製造事業者 2. 輸入事業者(※) (届出の有無) 1. 有 2. 無 「1.有」の根拠となる法律名: 1. 電気用品安全法(旧:電気用品取締法) 2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 3. ガス事業法 4. 消費生活用製品安全法
所属の業界団体名及び同所在地	(名称) : ZZZZ工業会 (所在地) : 東京都◎◎区△△△9-8-7 (電話番号) : 03-○○○○-×××× (担当部署) : 製品安全か製品事故対策 (担当部署電話番号) : 03-3501-1707 ●(担当者役職) : 製品事故対策係 ●(担当者氏名) : 英品事故対策係 ●(電子メールアドレス) : 製安 太郎
※ 特定輸入事業者の場合、国内管理人の名称、所在地等	(名称) : (所在地) : (電話番号) : ●(担当者氏名) : ●(電子メールアドレス) :

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ●印の項目に係る記載内容(事故発生場所(住所)については、町村以下の部分に限る。)については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、法人役員の役職及び氏名その他既に公表されているものについては開示される。

報告する法律が、①消費生活製品安全法、②電気用品安全法、③ガス事業法、④液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(LPG用品)のいずれかに基づいた届け出を行っている場合に記載

- ◇ また、内閣府令第3条（様式第一）で定められている報告書だけでなく、経済産業省の通達（平成21年9月1日付け平成21・09・01 商局第2号「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供及び業界における体制整備の要請について」及び平成23年3月4日付け平成23・03・03 商局第1号「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」）で示された「参考資料」も、様式第一の付属資料として提出するようお願いします。さらに、必要に応じて、図、写真、資料等を併せて添付してください。

- 「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供及び業界における体制整備の要請について（平成21年9月1日付け平成21・09・01 商局第2号）」
- 「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（平成23年3月4日付け平成23・03・03 商局第1号）」

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/guideline/file/handbook\\_3.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/file/handbook_3.pdf)

- ◇ 「参考資料」の「①被害者」及び「⑦事故製品の所有者」等の個人情報を消費者庁に報告する場合は、被害者及び所有者に対して、氏名等の個人情報を報告する旨の同意を得るようお願いします。
- ◇ なお、報告書及び参考資料に記載する個人情報の取り扱いについては、経済産業省が平成20年7月に「消費生活用製品安全法上の個人情報の取り扱いに関するガイドライン」を策定していますので、利用目的、両法律の比較、消費生活用製品安全法において適用される担保措置等については、同ガイドラインを参照してください。

消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/shouan/07\\_shouan\\_guideline\\_2.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_shouan_guideline_2.pdf)

【消費生活用製品安全法の報告様式に付属される参考資料の様式】

(注) ※印の欄には記入しないこと。

参 考 資 料

※ 管理番号	
※ 受付年月日	年 月 日

① 被 害 者	フリガナ		性別	1.男	2.女	● (年齢: 歳)
	(姓)	(名)				
	(住所)		(電話番号)			
購入先企業名 ( )						
② 人的被害内容	1.死亡 2.負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上のもの) 3.負傷又は疾病(治療に要する期間が30日未満のもの)					
③ 人的被害区分	1.骨折 2.打撲 3.裂傷 4.擦過傷 5.火傷 6.皮膚障害 7.視覚障害 8.聴覚又は平衡機能障害 9.嗅覚機能の障害 10.音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害 11.肢体不自由 12.循環器機能の障害 13.呼吸器機能の障害 14.消化器機能の障害 15.泌尿器の機能の障害 16.一酸化炭素による中毒 17.一酸化炭素以外の中毒 ( ) 18.窒息 19.感電 20.その他 ( )					
④ 治 癒 状 況	1.完治 2.治療中 3.不明 全治 ( 日間・内入院 日間・通院 日間)					
● ⑤ 被害者の要望	1.被害金額の弁償 2.製品の交換 3.修理・点検 4.引取り(代金返済) 5.慰謝料 6.調査・原因究明 7.謝罪(他の要望なし) 8.その他 ( ) 9.要望なし (内容)					
● ⑥ 被害者への措置	1.被害金額の支払 2.製品交換 3.部品交換 4.修理・点検 5.部品提供 6.引取り(代金返済) 7.慰謝料の支払 8.事故原因等の説明 9.見舞金の支払 10.特に措置しない 11.被害者と交渉中 12.係争中(裁判等) 13.謝罪 14.その他 ( )					
	前項2.~5.において	1.有償	2.無償	被害者の反応	1.納得 2.納得しない	
	(内容)					
(提示金額: 円) (支払金額: 円)						

(注) 被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入すること。

⑦ 事故製品の所有者	フリガナ		性別	1.男	2.女	● (年齢: 歳)
	(姓):	(名):				
	(住所)		(電話番号)			
⑧ 製品の購入等年月 日及び入手先	年 月 日購入	製品の使用期間	年	ヶ月使用		
	1.デパート 2.スーパーマーケット 3.一般商店 4.専門店 5.量販店 6.ホームセンター 7.通信販売 8.中古品販売店 9.共済組織等 10.製造事業者 11.輸入事業者 12.その他 ( ) 13.不明					

⑨ 貼付されている マーク等の名称		取扱説明書の有無 保証書添付の有無 保証書の有効期限	1.有 2.無 3.不明 1.有 2.無 3.不明 購入日・製造日より	年 月
-------------------------	--	----------------------------------	---	-----

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
  - 2 本資料は、報告書（内閣府令第 3 条様式第一）の情報を補完するためのものであり、報告は任意である。
  - 3 報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付すること。
  - 4 上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記②～⑥の欄の情報と併せて国に提供することを、被害者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。
  - 5 上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記⑧の欄の情報と併せて国に提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。
  - 6 上記①及び⑦の太線で囲まれた欄（住所については町村以下の部分に限る。）及び●印の項目に係る記載内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 4 2 号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、既に公表されているものについては開示される。

【消費生活用製品安全法の報告様式に付属される参考資料の様式（記入例）】

参 考 資 料

(注)※印の欄には記入しないこと。

※管理番号	
※受付年月日	年 月 日

報告書作成者 (報告書記載の製造・輸入事業者と違う場合は、記載してください)	(名称・機関名) ○○販売株式会社 (氏名) ◎◎ ◎◎ e-mail: 123soudan@xxxxxx-hanbai.co.jp (住所) 東京都VVV区3-4-5 (電話番号): 03-△△△△-◆◆◆◆ (FAX): 03-△△△△-◆◆99
---	--

① 被 害 者	アガナ ショウヒ ハナコ		性別	1.男	<input checked="" type="checkbox"/> 2.女
	(姓) 消費	(名) 花子		●(年齢: 30歳)	
(住所) 東京都△△区××678 (電話番号) 03-XXXX-XXXX					
購入先企業名( XYZ電気店 )					
② 人 的 被 害 内 容	1.死亡 2.負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上のもの) <input checked="" type="checkbox"/> 3.負傷又は疾病(治療に要する期間が30日未満のもの)				
③ 人 的 被 害 区 分	1.骨折 2.打撲 3.裂傷 4.擦過傷 <input checked="" type="checkbox"/> 5.火傷 6.皮膚障害 7.視覚障害 8.聴覚又は平衡機能障害 9.嗅覚機能の障害 10.音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害 11. 肢体不自由 12.循環器機能の障害 13.呼吸器機能の障害 14.消化器機能の障害 15.泌尿器の機能の障害 16.一酸化炭素による中毒 17.一酸化炭素以外の中毒( ) 18.窒息 19.感電 20.その他( )				
④ 治 癒 状 況	<input checked="" type="checkbox"/> 1.完治 2.治療中 3.不明 全治( 日間・内入院 日間・通院 日間)				
●⑤ 被 害 者 の 要 望	<input checked="" type="checkbox"/> 1.被害金額の弁償 <input checked="" type="checkbox"/> 2.製品の交換 3.修理・点検 4.引取り(代金返済) 5.慰謝料 <input checked="" type="checkbox"/> 6.調査・原因究明 7.謝罪(他の要望なし) 8.その他( ) 9.要望なし				
	(内容) 被害金額の弁償と、なぜ事故が起きたのか原因究明を行って報告して欲しい。				
●⑥ 被 害 者 へ の 措 置	<input checked="" type="checkbox"/> 1.被害金額の支払 <input checked="" type="checkbox"/> 2.製品交換 3.部品交換 4.修理・点検 5.部品提供 6.引取り(代金返済) 7.慰謝料の支払 8.事故原因等の説明 9.見舞金の支払 10.特に措置しない 11.被害者と交渉中 12.係争中(裁判等) 13.謝罪 14.その他( )				
	前項 2～5.において	1.有償	<input checked="" type="checkbox"/> 2.無償	被害者の反応	<input checked="" type="checkbox"/> 1.納得 2.納得しない
	(内容) 事故原因について説明を行い、被害金額の弁償を行った。また、事故により使用不能となった電気ストーブについては、別のタイプの電気ストーブと交換を行った。  (提示金額: △△△△△円) (支払金額: ×××××円)				

(注)被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入すること。

⑦ 事故製品の所有者	フカナ ショウヒ ハナコ	
	(姓):消費	(名):花子
(住所) 東京都△△区××678 (電話番号) 03-XXXX-XXXX		
⑧ 製品の購入等年月 日及び入手先	2006年 1月 20日購入 製品の使用期間 1年 0ヶ月使用	
	1.デパート 2.スーパーマーケット 3.一般商店 4.専門店 5.量販店 6.ホームセンター 7.通信販売 8.中古品販売店 9.共済組織等 10.製造事業者 11.輸入事業者 12.その他( ) 13.不明	
⑨ 貼付されている マーク等の名称	PSE	取扱説明書の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 2.無 3.不明
		保証書添付の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 2.無 3.不明
		保証書の有効期限 購入日・製造日より 1年 月

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
  - 本資料は、報告書（内閣府令第 3 条様式第一）の情報を補完するためのものであり、報告は任意である。
  - 報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付すること。
  - 上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記②～⑥の欄の情報と併せて国に提供することを、被害者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。
  - 上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記⑧の欄の情報と併せて国に提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。
  - 上記①及び⑦の太線で囲まれた欄（住所については町村以下の部分に限る。）及び●印の項目に係る記載内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 4 2 号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、既に公表されているものについては開示される。

## 4.6 重大製品事故の報告の方法

- ◇ 消費者庁に重大製品事故の報告を行うための方法は、電子メール、消費者庁ウェブサイトからの web 入力又は直接持参する方法のいずれでも行うことができます。電子メールや web 入力ができない場合は、郵送でも受け付けます。
- ◇ 重大製品事故報告を行う際には、以下に掲げる各方法の要領に沿ってください。

### 電子メールでの報告

#### ① メールの件名

電子メールで報告を行う場合、消費者庁のメールアドレスに多数報告されてくる他の重大製品事故と重複しないものであることが判断できるように、件名に「製品名」「事業者名」「発生都道府県」を記載してください。

件名の例： 重大製品事故報告（電気ストーブ ㈱〇〇〇 神奈川県）

法定期限内に送る初報（第1報）による報告以降に、消費者庁による公表までに新たに判明した追加情報を記載した追加報告（第2報）を同様に消費者庁に送付する場合は、先に送付している第1報と区別するために、件名に「追加報告」などと追加記載してください。

#### ② メール本文に記載する事項

報告書には担当者氏名、連絡先を記載する欄がありますが、当該連絡先とは別に、消費者庁から連絡を最初に受ける担当者がある場合には、電子メール本文に、部署名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載してください。

#### ③ メールに添付するもの

- ・内閣府令第3条で定める様式第一の報告書（合計2ページ）
- ・参考資料（合計2ページ）
- ・その他（必要に応じて、事故現場の状況図、写真、取扱説明書、施工説明書、本体表示見本等）

※報告書は、記載する内容や情報により、記入欄の行数やページが増加しても構いませんので事業者が知り得ている情報を詳しく記載してください。

#### ④ 報告様式の入手について

※様式第一、参考資料及び記入例のダウンロードは以下のアドレスから行うことができます。

( [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/centralization\\_of\\_accident\\_information/index.html#product\\_safety\\_law](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/index.html#product_safety_law) )

⑤ 報告の期限

重大製品事故に該当することを知った日を含め10日以内に、下記の消費者庁メールアドレス宛に送付してください。

なお、報告期限の10日の考え方については、本マニュアルp34「Q&A 報告の起算日及び期限の考え方」を参照してください。

⑥ メールの送付先

電子メールの送付先：消費者庁消費者安全課

電子メールアドレス：[g\\_seihinanzen@caa.go.jp](mailto:g_seihinanzen@caa.go.jp)

上記アドレスに、報告様式をメールに添付してお送りください。

**念のため、電子メール送信後、報告書を送付した旨を電話で御一報ください（消費者安全課：03-3507-9204）**

消費者庁消費者安全課

住所：〒100-8958 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

TEL：03-3507-9204

※上記のアドレスは第1報及び消費者庁公表前における第2報（追加報告）の報告先アドレスです。

※消費者庁の公表後の第2報の報告先は、下記のとおりです。

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

電子メールアドレス：[bzl-seihin-anzen@meti.go.jp](mailto:bzl-seihin-anzen@meti.go.jp)

## ウェブサイトからの web 入力による報告

※途中保存ができません。途中保存したい場合は、電子メールでの報告をご利用ください。

① 消費者庁ウェブサイト (<https://www.caa.go.jp/>)

- ・ テーマ別メニュー「事業者の方」から「消費者事故・報告制度について知りたい」をクリック
- ・ 「製品事故の報告」の「重大製品事故の報告（消費生活用製品安全法に基づく報告）」をクリック
- ・ 「消費生活用製品安全法（重大事故情報報告・公表制度）」の欄の「・WEBサイトから直接報告」に掲載されている「報告フォーム」をクリック

② 「重大製品事故の報告」

- ・ 内容入力し、「内容確認画面へ進む」ボタンをクリック。
- ・ 「入力内容のご確認」で入力内容を確認。入力した内容の控えが必要な場合は、ここで印刷。
- ・ 最後に「以上の内容で送信する」をクリック。

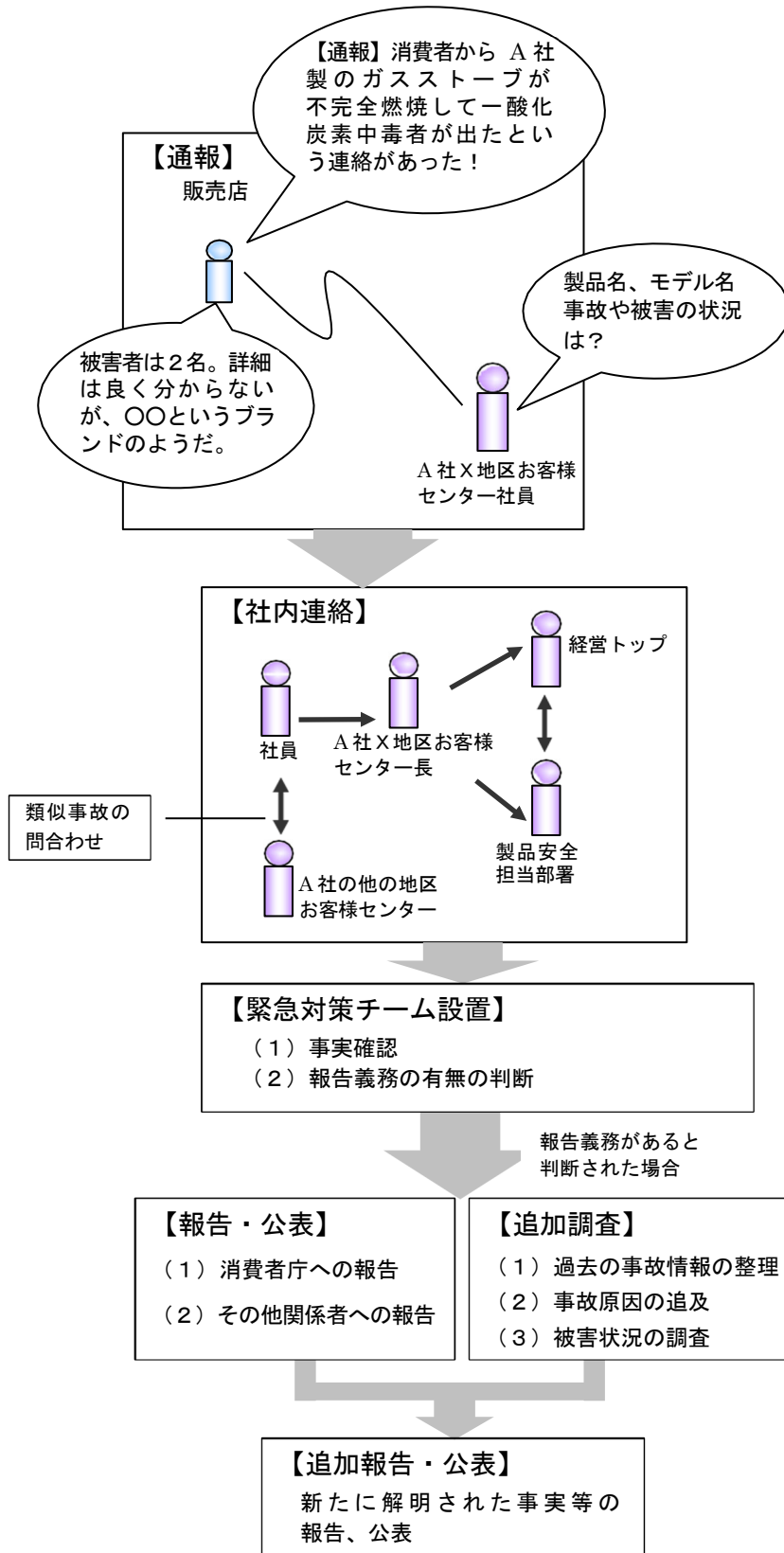
※[必須]の事項は必ず入力してください。

※ファイルの添付はできません。添付ファイルがある場合は、別途メール送信してください。

## 4.7 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への製品事故情報の報告

- ◇ 消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度は、消費生活用製品に係る重大製品事故が発生した場合に、製造又は輸入事業者が消費者庁に事故情報を報告する制度ですが、重大製品事故を未然に防ぐためには、重大製品事故以外の軽傷、製品破損、製品焼損、ヒヤリ・ハット事例等の軽微な事故情報についても発生的事実を積極的に収集し、重大製品事故につながる端緒を捉え、速やかに事故発生の要因を取り除くことが重要です。
- ◇ このため、NITE において消費生活用製品等に係る軽微な製品事故情報を収集する制度を設けています。詳細については本マニュアル p 74 「8.1 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の制度の概要」を参照してください。

## 4.8 製品事故の発生を知ったら（製造又は輸入事業者の場合）



### ポイント

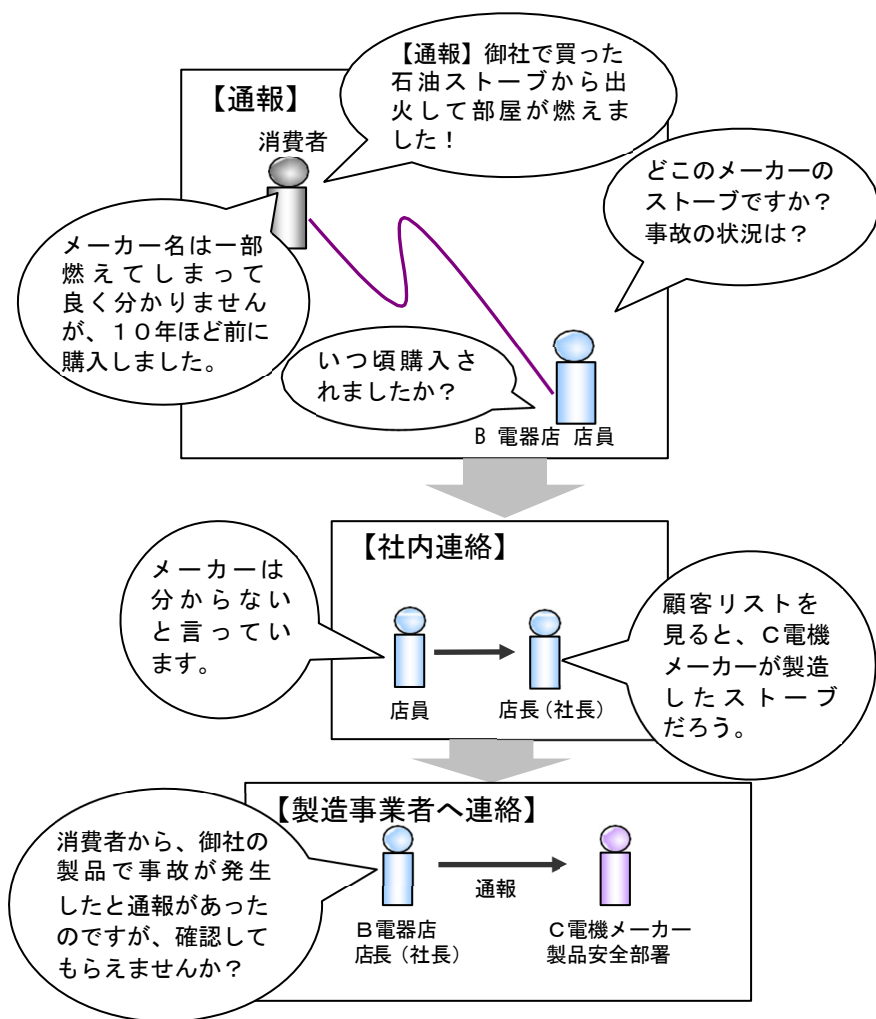
- 通報者から必要な項目を聞き取る。  
→質問項目等のフォームを準備しておくことスムーズに対応できる。
- ただし、通報者が製品名やモデル名、事故の状況等、正確に言えない場合も多い。  
→通報者の情報が十分でない場合の対応を事前に決める必要がある。  
→モデル名等がどこに記載しているかなどの情報を整理する必要がある。

- 社内の連絡  
→日頃から緊急時の連絡項目、連絡ルートを決める必要がある。  
→同時に、過去の事故事例について調査する。  
→早急に経営トップへ連絡する。

- 事実確認  
→どのような体制で事実確認に取り組むか、予め緊急対策チームの体制を決める必要がある。  
→販売店等を含めて、連携の規約等を定めることも考えられる。  
→被害者への適切なアプローチの方法も考える。

- 公表  
→法的に義務付けられている消費者庁への報告の他、下記等への連絡を行うことが想定される。  
・取引先（小売販売、修理・設置工事事業者等）  
・業界団体  
・社員  
・マスコミ  
・保険会社 等

## 4.9 製品事故の発生を知ったら（小売販売事業者の場合）



### ポイント

- 通報者から必要な項目を聞き取る。
- ただし、通報者が消費者の場合、製品名やモデル名、事故の状況等、正確に言えない場合も多い。  
→メーカー名やモデル名が分からない時の対処の仕方を検討する。  
→顧客リスト等を整理していると製品が特定できる可能性が高い。
- 社内の連絡  
→日頃から、社内で連絡しやすい体制及び体質を作る。
- 事業者間の関係  
→メーカー、販売店が日頃から情報交換を密にする。
- 情報のフィードバック  
→C電機メーカーは、その後に講じた対策について、B電器店にフィードバックすることが重要。

## Q & A 小売販売事業者編

### ● 製造又は輸入事業者以外の小売販売事業者等であっても、重大製品事故の発生を知った場合には、消費者庁に報告しても良いのでしょうか。

**回答** 重大製品事故の報告者は製造又は輸入事業者となっています。小売販売事業者等が重大製品事故の発生を知った場合は、製品の製造又は輸入事業者が事故報告の義務を適切に果たせるよう事故発生の事実を製造又は輸入事業者に連絡してください。

また、小売販売事業者等は製品事故の発生を知った場合、自らも独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に報告することができます。その場合、重大製品事故か非重大製品事故であるかは問いません。

NITE は小売販売事業者等からの報告を消費者庁及び経済産業省と共有するとともに、製造又は輸入事業者に連絡し、重大製品事故に該当する場合は行政機関への事故報告を促します。

### ● 製造又は輸入事業者が既に倒産している製品で事故が発生したことを知った場合は、どうすれば良いのでしょうか。

**回答** 小売販売事業者等が、既に倒産している事業者の製品で事故が発生したことを知った場合、重大製品事故か非重大製品事故であるかに関係なく、NITE に事故報告を行うことができます。NITE は倒産情報を含む事故報告内容を消費者庁及び経済産業省と共有します。

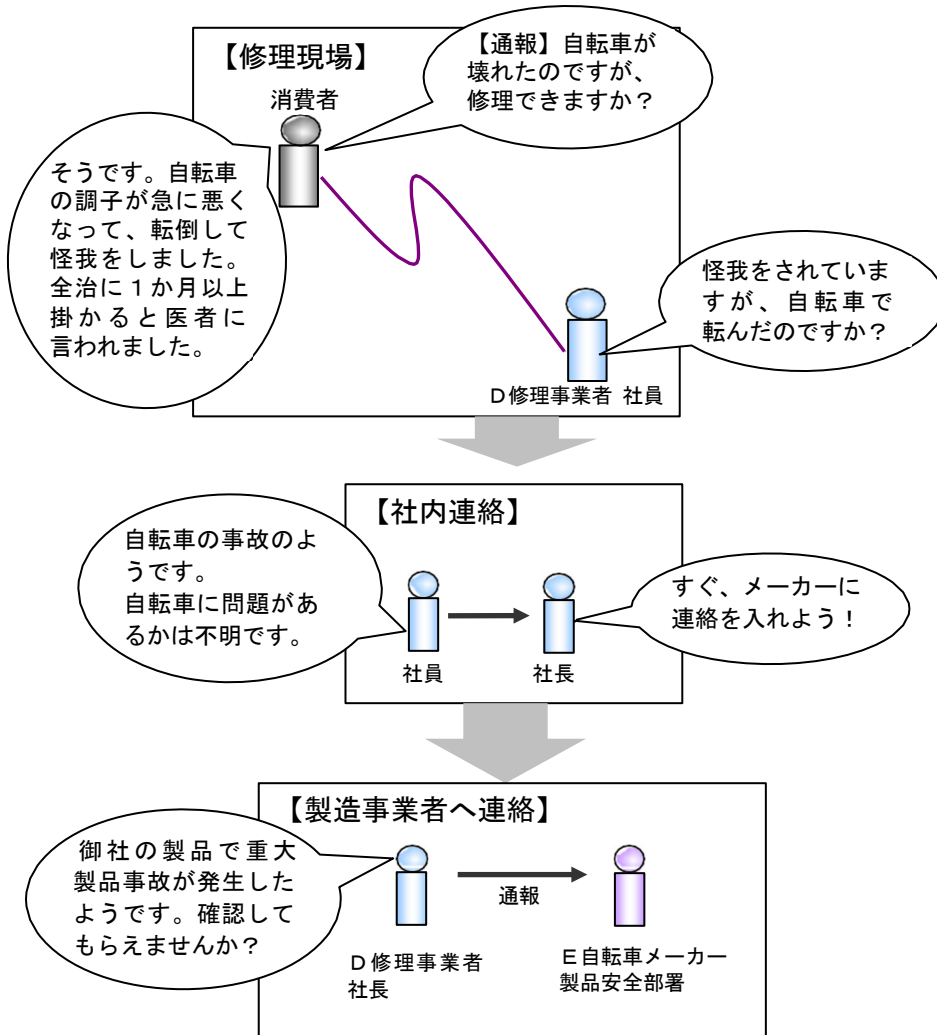
### ● 製造又は輸入事業者から、製品の製造や輸入に関する事業を承継（買収を含む）した場合、事故報告をどのように考えれば良いのでしょうか。

**回答** 事業を承継した事業者は、事業承継等の範囲に下記事項が含まれている場合に事故の報告義務が生じます。

- ・ 事故が発生した製品の開発・設計工程、製造工程、検査工程、修理サポート工程
- ・ 事故が発生した製品の部門（組織、人員、ノウハウ）
- ・ 製品にかかわる権利関係

事業承継前に販売された製品で重大製品事故が発生した場合は、事業を承継した事業者が期限内に消費者庁に報告する必要があります。

## 4.10 製品事故の発生を知ったら（修理又は設置工事事業者の場合）



### ポイント

- 修理や設置工事の際、消費者から事故に関する話があった場合、必要な項目を聞き取る。
- 事故品のメーカー名やモデル名を確認する。  
→顧客リスト等を整理しているとリコール等の対象製品かどうかを特定できる可能性があり、さらに消費者に対するサービスにもつながる。

- 社内の連絡  
→日頃から、社内で連絡しやすい体制及び体質を作る。

- 事業者間の関係  
→メーカー、修理又は設置工事事業者が日頃から情報交換を密にする。
- 情報のフィードバック  
→E自転車メーカーは、その後に講じた対策について、D修理事業者にフィードバックすることが重要。

## Q & A 修理又は設置工事事業者編

### ● 修理事業者が重大製品事故の発生を知った場合には、どのようにすれば良いでしょうか。

**回答** 重大製品事故の報告者は製造又は輸入事業者となっています。修理又は設置工事事業者が重大製品事故の発生を知った場合は、製品の製造又は輸入事業者が適切に事故報告の義務を果たせるように、事故発生的事实を製造又は輸入事業者に連絡してください。

また、修理又は設置工事事業者は製品事故の発生を知った場合、自らも独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に報告することができます。その場合、重大製品事故か非重大製品事故であるかは問いません。

NITE は修理又は設置工事事業者からの報告を消費者庁及び経済産業省と共有するとともに、製造又は輸入事業者に連絡し、行政機関への事故報告を促します。

### ● 経年劣化による不具合の対応を行った際に、気をつける点がありますか。

**回答** 経年劣化による不具合の発生が見られる場合には、世の中には同様の製品が存在していることから、修理又は設置工事事業者は、製造又は輸入事業者はその情報を連絡する必要があります。

### ● 修理又は設置工事事業者が不正改造を行った場合に生じた重大製品事故は、報告の対象となりますか。

**回答** 修理又は設置工事事業者の改造行為と、重大製品事故との関連を明らかにする必要があります。

当該重大製品事故が、修理又は設置工事事業者の不正改造によって生じたものである、と公的機関等によって明らかにされている場合等は、報告の対象外となります。他方、重大製品事故と不正改造の関連が不明確な場合や判断がされていない場合には、製造又は輸入事業者は期限内に消費者庁に重大製品事故報告しなければなりません。

## Q & A 報告義務のある事業者は？

● 輸入した製品により重大製品事故が発生した場合、報告する義務がある事業者は、海外の製造事業者とはならないのですか。

**回答** 輸入品の場合は、海外の製造事業者ではなく、輸入業者に報告義務があります。

● インターネット通信販売で海外事業者から日本国内の消費者に直接販売された製品により重大製品事故が発生した場合の報告義務者は誰ですか。

**回答** 海外事業者に報告義務があります。

● 2社以上の企業が共同して製造している製品により重大製品事故が発生した場合は、どちらの企業が報告すればよいのですか。

**回答** 報告義務者が明確にならない場合は、連名で報告してください。

● 塩素系の洗浄剤Aと酸性の洗浄剤Bを混合したことによる暴発で重大製品事故に至った場合、洗浄剤Aと洗浄剤Bのどちらの製造事業者が報告義務者となるのですか。

**回答** 本件の場合、どちらの洗浄剤に原因があるのか明確でないことから、洗浄剤 A 及び B 双方の製造事業者が報告義務を負います。

● 小型汎用エンジンの製造事業者ですが、製造したエンジンが組み込まれたエンジン式芝刈り機で重大製品事故が発生した場合に、報告義務の対象者となりますか。

**回答** 当該小型汎用エンジンが、単体で一般消費者向けに販売されておらず、当該製品を組み込んだ状態で「エンジン式芝刈り機」として消費者向けに販売されている場合には、小型汎用エンジンは消費生活用製品に該当しません。そのため、報告義務者は「エンジン式芝刈り機」の製造事業者となります。

他方、小型汎用エンジンが単体で一般消費者向けに販売されている場合は、消費生活用製品に該当します。そのため、当該製品で重大製品事故が発生した場合は、「小型汎用エンジン」の製造事業者が報告義務者となります。

重大製品事故が小型汎用エンジン又はエンジン式芝刈り機のいずれかで発生したのか不明な場合には、双方の製造事業者から報告書の提出が必要となります。

● 本体に同梱されているACアダプターやACコードセット等の付属品で重大製品事故が発生した場合の事故報告義務者は、付属品の製造事業者、あるいは、本体の製造事業者のどちらになるのでしょうか。

**回答** 上記の芝刈り機の例と同様、付属品が本体専用の製品ではなく、単体で広く家電量販店等で販売・流通しているような場合は、付属品自体が消費生活用製品に該当するため、付属品の製造事業者が報告義務者となります。

他方、付属品が本体に付属する部品であり、単体で販売されていない場合は、本体の製造事業者が報告義務者となります。

● システムキッチンに組み込まれているガスこんろで火災が発生した場合、システムキッチンの製造事業者が報告義務を負うのですか。それとも、ガスこんろの製造事業者ですか。

**回答** ガスこんろが単体で一般消費者向けに販売されている場合は、ガスこんろの製造事業者が報告義務を負います。他方、当該ガスこんろが特定のシステムキッチンにのみ組み込まれる製品として製造されている場合には、システムキッチン全体を製造している事業者が報告義務を負います。

● 電気用品安全法に基づき製造事業の届出を行い、自主検査を実施して中古製品を販売している事業者は、消費生活用製品安全法の報告義務者になりますか。

**回答** 電気用品安全法では、電氣的加工を伴う修理や改造を行う可能性のある中古製品を取り扱う中古品販売事業者も製造事業の届出を行うことができることになっています。他方、消費生活用製品安全法における製造事業者とは、実際にその製品を製造し、製品の安全性に一義的な責任を負う者となります。従って、中古品を取り扱う事業者は消費生活用製品安全法における製造事業者に該当しないため、報告義務者にはなりません。

● 故障した中古品等をリサイクル業者が自ら修理して販売した製品を、一般消費者が使用して重大製品事故が生じた場合、誰が報告義務者となるのですか。

**回答** 消費生活用製品安全法では、当該製品を製造した者が報告義務を負います。そのため、報告義務者は修理を行ったリサイクル業者ではなく、当該製品を製造した製造事業者となります。

● 既に製造を中止している製品で重大製品事故が発生した場合、消費者庁への報告義務はあるのですか。

**回答** 既に製造を中止している場合であっても、同じ型式の製品を使用している消費者に向けて注意喚起を行う必要がありますので、報告の義務はあります。

● 既に倒産や清算等により事業を行っていない製造又は輸入事業者（以下、廃業事業者）から事業承継（買収を含む）した事業者は、廃業事業者が以前に製造又は輸入した製品において発生した事故について、事故を報告する必要がありますか。

**回答** 事業を承継した事業者は、承継等の範囲に下記事項が含まれている場合、事故の報告義務が生じます。

- ・事故が発生した製品の開発・設計工程、製造工程、検査工程、修理サポート工程
- ・事故が発生した製品の部門（組織、人員、ノウハウ）
- ・製品にかかわる権利関係

ただし、廃業事業者の「在庫引き受け、販売先顧客情報、営業部門の人員」のみを承継している場合は、事業を承継した事業者は販売事業者とみなすことが可能であるため、報告義務は生じませんが、販売事業者において知り得た事故情報についても、NITE で事故情報の収集を行っていますので、NITE に報告してください。

● レンタル製品で重大製品事故が発生しました。レンタル事業者は、報告義務はあるのでしょうか。

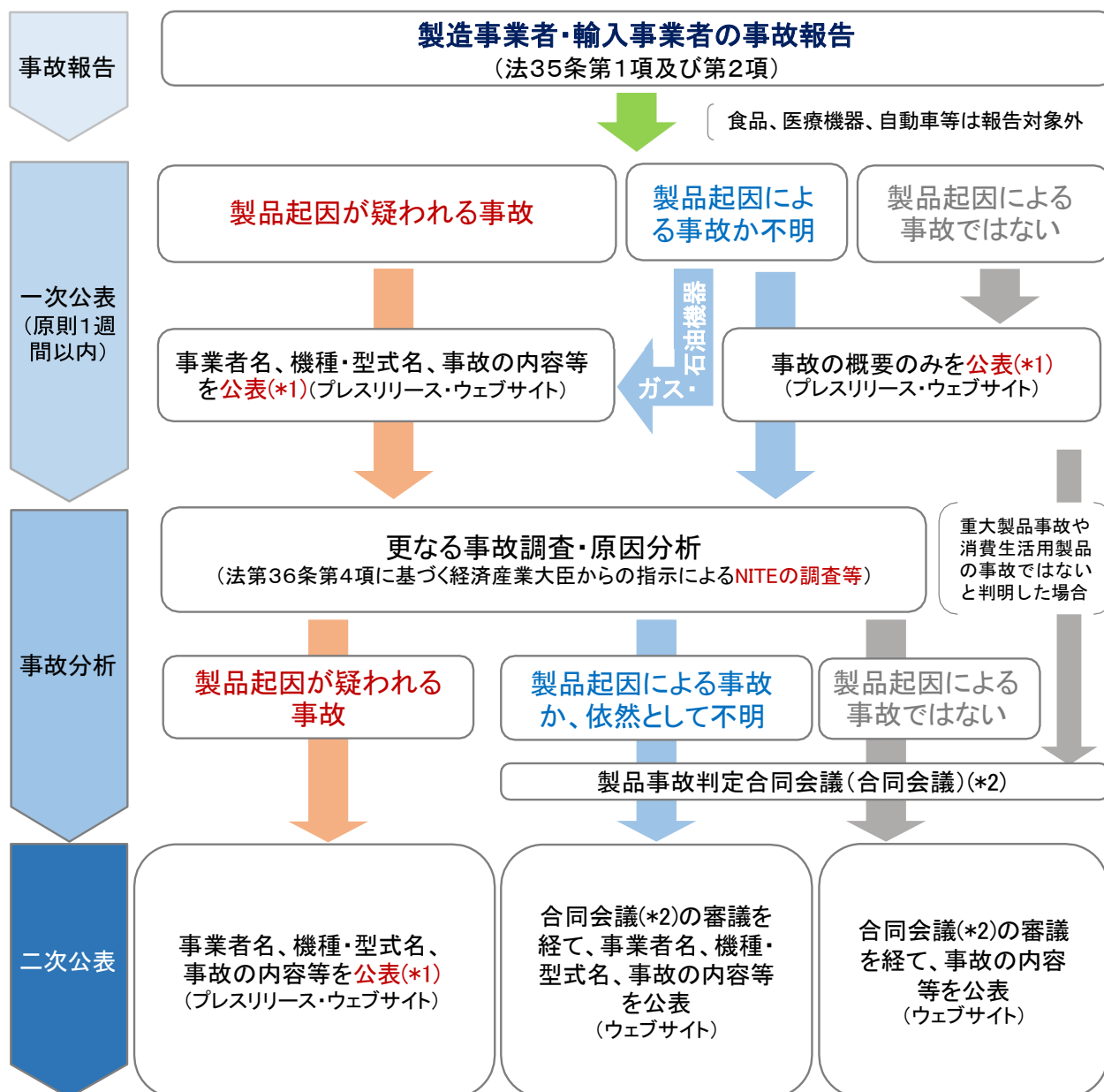
**回答** 消費生活用製品安全法では、当該製品を製造又は輸入している事業者が報告義務を負いますので、レンタル事業者には報告義務はありません。そのため、レンタル製品で重大製品事故が発生したことを知った場合には、その情報を製造又は輸入業者に連絡するようお願いいたします。

また、NITE では、レンタル事業者において知り得た事故情報についても、事故情報の収集を行っていますので、NITE に報告してください。

## 5.1 消費者庁等による重大製品事故の公表の流れ

- ◇ 内閣総理大臣（消費者庁長官）及び主務大臣（経済産業大臣）は、その責務として、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければなりません（消費生活用製品安全法第33条）。
- ◇ また、内閣総理大臣は、製造又は輸入事業者から重大製品事故に関する報告を受けた場合など、重大製品事故が生じたことを知った場合において、重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要があると認めるときは、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容、その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表します（消費生活用製品安全法第36条第1項）。
- ◇ 以上を踏まえ、消費者庁における重大製品事故の公表の流れは、次ページのとおりとなります。

## 重大製品事故の公表までのフロー図



(\*1) 経済産業省と協議の上、消費者庁が実施  
 ガス・石油機器は、直ちに事業者名、機種・型式名、事故内容等を公表  
 なお、製造事業者・輸入事業者から重大製品事故に関する報告がない場合においても、  
 一定の場合には、重大製品事故の情報を公表することとしている。

(\*2) 合同調査の正式名称は、「消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」

## 5.2 消費者庁による具体的な事故情報の公表

- ◇ 消費者庁及び経済産業省は、製造又は輸入事業者から重大製品事故報告を受けた後、直ちに（原則、一週間以内に）両省庁のウェブサイトにて当該事故情報を公表します。

### 【公表内容】

公表内容	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県
①ガス機器・石油機器に関する重大製品事故	○	○	○	○	○	○	○	○
②ガス機器・石油機器以外の製品に関する重大製品事故であって、製品起因が疑われる事故	○	○	○	○	○	○	○	○
③ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故	○	○	○	×	×	○	○	○
④製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)において、審議を予定している案件	○	○	○	×	×	○	○	○

(※) 消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議

## 5.3 事故情報の技術的調査・原因分析

- ◇ 消費者庁による公表後、当該重大製品事故について、経済産業大臣は独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査が必要と認めるときに行わせています（**消費生活用製品安全法第36条第4項**）。NITEは我が国における消費生活用製品の事故分析等の中核的な専門機関です。そのため、事業者の皆様におかれましては、NITEが実施する消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査への御協力をお願いします。
- ◇ また、重大製品事故の原因究明の過程において、当該事故が消費生活用製品に含まれる有害物質によって引き起こされたことが明らかになった場合は、**「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」**に基づき事故の再発防止を図ることとなるため、消費者庁から厚生労働大臣に事故情報を通知し、対応を要請します（**消費生活用製品安全法第35条第4項、施行令第12条**）。
- ◇ 令和7年12月25日から消費生活用製品安全法等が改正され、特定製品等の輸入の事業を行う者のうち外国にある者を特定輸入事業者とし、日本国内において特定輸入事業者が輸入した特定製品等による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者として国内管理人が設けられました。国内管理人は、特定輸入事業者が輸入した特定製品等の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するために積極的な役割を果たすことが期待されており、NITEが実施する消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査への御協力をお願いします。

## 5.4 事故情報の技術的調査・原因分析後の対応

◇ 「消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査」の結果により、以下、2つの対応が行われます。

### ① 「製品起因が疑われる事故である」ことが判明した場合

経済産業省のウェブサイトで公表するとともに、ガス機器・石油機器以外の製品であり、消費者庁で「製品起因か否かが特定できていない事故」として公表されていた案件については、消費者庁のウェブサイトでも以下の内容をプレスリリースにて再公表します。

- ・ 事故発生日
- ・ 報告受理日
- ・ 製品名
- ・ 機種・型式
- ・ 事業者名
- ・ 被害状況
- ・ 事故内容（事故原因も記載）
- ・ 事故発生都道府県

### ② 製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した場合又は製品に起因する事故ではないと判断した場合

これらについては、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議での審議を経た後、製品安全に資する情報提供の観点から、当初に消費者庁から公表した内容に加え、事故内容、判断の理由等を付した上で審議結果を経済産業省のウェブサイトで公表します。

なお、重大製品事故の原因分析を実施する過程で、製品欠陥によって生じた事故ではないことが明らかになった場合や、重大製品事故の要件を満たさないことが明らかになった場合は、同様に同会議での審議を経た上で重大製品事故の公表対象から削除します。

## 6.1 再発防止対策をどのように講ずればよいか

- ◇ 消費生活用製品の製造又は輸入事業者は、自らが製造又は輸入している消費生活用製品で製品事故が生じた場合、当該事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収を行うなど、危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければなりません（**消費生活用製品安全法第38条第1項**）。そのため、製造又は輸入事業者は、消費者への人的危害が発生・拡大する可能性がある製品事故が発生した場合には、速やかにリコールを行うことが大原則となります。
- ◇ 「リコール」とは、消費生活用製品による事故の発生及び拡大可能性を最小限にすることを目的とした、事業者による以下の対応をいいます。

- ① 製造、流通及び販売の停止／流通及び販売段階からの回収
- ② 消費者に対するリスクについての適切な情報提供
- ③ 類似の製品事故等未然防止のために必要な使用上の注意等の情報提供を含む消費者への注意喚起
- ④ 消費者の保有する製品の交換、改修（点検、修理、部品の交換等）又は引取り

- ◇ リコールを行うことを判断した場合は、速やかに経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室に連絡してください。また、改修部品の調達等に時間を要する場合は、事前にリコールの開始を予告することが重要となります。そのような場合も、早めに同室に連絡してください。
- ◇ リコールを速やかに行うためには、該当製品が一般消費者の手に渡るまでの販路を早急に把握することが重要です。製品によっては、最終消費者までの販路を完全に把握できない場合もありますが、把握できる範囲を事前に確認しておく必要があります。
- ◇ リコール情報を一般消費者に周知する主な方法として、次の手法が考えられます。

- ①情報提供の対象者が特定できる場合
  - ダイレクトメール
  - 電話、電子メール
  - 直接訪問
  - 流通・販売事業者等を通じた連絡

②情報提供の対象者が特定できない場合

- 新聞社告
- 記者発表
- テレビ、ラジオ等での告知
- 雑誌、リビング誌、折り込みチラシ等
- 自社のウェブサイト
- 販売店等での店頭告知等

- ◇ なお、製造又は輸入事業者がリコール<sup>2</sup>を実施する場合には、以下の様式に基づき、経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室に報告してください。また、事業者は、リコールの進捗状況についても定期的に報告してください。なお、経済産業省のウェブサイトや独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の製品事故情報・リコール情報の検索ツールNITE SAFE-Liteにもリコール情報を掲載し、一般消費者への周知を行っています。
- ◇ その他、リコールに関することについては、経済産業省で策定している「消費生活用製品のリコールハンドブック 2022」を参考にしてください。
- [https://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/recall\\_handbook2022.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/recall_handbook2022.pdf)

---

<sup>2</sup> 消費生活用製品のリコールのみならず、業務用電気用品等も含めた製品安全4法（①消費生活用製品安全法、②電気用品安全法、③ガス事業法、④液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）が対象とする製品でリコールを実施する場合には、もれなく報告するようお願いします。

## 6.2 リコール開始及び進捗報告の提出

### 【リコールを開始する際に提出する様式】

年 月 日

#### 製品リコール開始の報告書

経済産業省大臣官房製品安全課長 殿

事業者名：

法人番号：

報告者の役職及び氏名：

下記の製品について、リコール（点検・修理・回収等）を行うこととしましたので、報告します。

#### 記

1. 製品名（品名（ブランド名）を含む。）
  - (1) 製品名
  - (2) JAN (EAN) コード
  - (3) 原産国及び製造事業者（※1）
2. 機種、型番、製造番号
3. 製造期間（輸入期間、販売期間）、製造台数（輸入台数、販売台数）、対象台数
4. リコールに至る経緯
5. リコールの対策内容（具体的に記載すること。）
6. 対策開始予定年月日
7. 当該製品使用者及び販売者に対する周知方法
8. 記者発表等の有無
9. 本件の連絡先（※2）

（※1） (3) 製造事業者が委託の場合、委託先の名称等をご記入ください。

（※2） 当室から問い合わせ等させていただく際の窓口、ご担当者をご記入ください。

【リコールを開始後、リコールの進捗状況を定期的に報告する際に提出する様式】

年 月 日

製品リコール進捗状況の報告書

経済産業省大臣官房製品安全課長 殿

事業者名：

法人番号：

報告者の役職及び氏名：

年 月 日に製品リコール開始の報告書を提出しましたが、その後の当該製品のリコール（点検・修理・回収等）の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

1. 製品名（品名（ブランド名）を含む。）

(1) 製品名

(2) JAN (EAN) コード

(3) 原産国及び製造事業者（※1）

2. 機種、型番、製造番号

3. 対象台数、対策開始日

4. リコールの対策済台数（ 年 月 日現在）

5. 進捗率

6. その他（リコール 実施方策等）（※2）

7. 本件の連絡先（※3）

（※1） (3) 製造事業者が委託の場合、委託先の名称等をご記入ください。

（※2） 前回報告時以降、新たに実施・追加された対策等がありましたらご記入ください。（日付含む）

（※3） 当室から問い合わせ等させていただく際の窓口、ご担当者をご記入ください。

## 6.3 再発防止対策に販売事業者はどのように協力するのか

- ◇ 消費生活用製品の小売販売事業者又は取引DPF提供者は、製造又は輸入事業者よりも消費者に近い存在であり、リコール製品の所在確認や消費者からの情報がより早く届くことから、迅速かつ的確なリコール実施に重要な役割を果たすこととなります。
- ◇ そのため、小売販売事業者又は取引DPF提供者は、製品事故による危害の発生及び拡大を防止するため、製造又は輸入事業者が消費生活用製品安全法第38条第1項に基づき実施する回収等のリコールに協力するよう努めなければなりません（**同法第38条第2項**）。なお、同法第38条第3項に規定する協力義務については、小売販売事業者又は取引DPF提供者が、その事業の規模、取り扱う製品、製造事業者等との関係、その他事業の実態に応じて可能な努力を行うことで足りる。
- ◇ 具体的な協力活動として、リコール対象となっている消費生活用製品の販売停止、製造又は輸入事業者への在庫情報や顧客情報の提供、店頭での一般消費者へのリコール情報の提供等が挙げられます。
- ◇ なお、経済産業大臣が、同法第39条（危害防止命令）の規定に基づき、製造又は輸入事業者に対して回収等の措置をとることを命ずる場合、当該回収等の費用（人件費を含む。）は、特段の事情がない限りリコールを実施する製造又は輸入事業者が負担することも合わせて求めることとなります。

## 6.4 再発防止対策の実施における個人情報の取扱いについて

- ◇ 消費生活用製品の小売販売事業者又は取引DPF提供者は、消費生活用製品安全法第39条に規定する経済産業大臣による危害防止命令の発動（6.5を参照）や製品回収等に際し、製造又は輸入事業者が行うリコールに協力しなければなりません。
- ◇ こうした危害防止命令が発動されたことによって、小売販売事業者又は取引DPF提供者が顧客情報を提示することは、法令に基づいた措置（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第18条第3項第1号）であるため、個人情報保護法は適用されません。

### ★個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（利用目的による制限）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～六 （略）

## Q & A 個人情報の取扱いについて

● メーカーが自主的に製品回収を行う際に、小売販売事業者が保有している顧客リストを提供して、メーカーの取組に協力しようと考えているのですが、顧客の同意なしに、顧客リストをメーカーに提出することは、個人情報保護法に抵触するのでしょうか。

**回答** 個人情報の保護に関する法律第18条第3項第2号の規定に基づき、製品事故が生じたため、又は製品事故は生じていないが一般消費者の生命若しくは身体に危害を及ぼす急迫した危険が存在するため、製造又は輸入事業者が消費生活用製品をリコール（注意喚起、製品回収、点検、修理等）する場合、小売販売、修理又は設置工事事業者等が当該製造又は輸入事業者に対して顧客情報を提供しても個人情報保護法に抵触しません。

従って、小売販売事業者等におかれては、製造又は輸入事業者のリコールに対して、可能な限り積極的に協力するようお願いいたします。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220908\\_guidelines01.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220908_guidelines01.pdf)

消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/shouan/07\\_shouan\\_guideline\\_2.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_shouan_guideline_2.pdf)

## 6.5 経済産業省による再発防止策、危害防止命令、罰則

- ◇ 経済産業大臣は、一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、販売した当該特定製品<sup>3</sup>の回収を図ることなどの必要な措置をとるよう、以下①及び②に該当する事業者に命ずることができます（**消費生活用製品安全法第32条**）。
  - ①特定製品の製造、輸入又は販売事業者がP S Cマークの表示をせずに特定製品を販売したこと
  - ②特定製品の製造又は輸入事業者が当該特定製品の技術基準に適合しないものを製造、輸入又は販売したこと
  
- ◇ また、経済産業大臣は、消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合や、その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、製造又は輸入事業者<sup>3</sup>に当該消費生活用製品の回収を図ることなどの必要な措置をとるよう命ずることができます（**消費生活用製品安全法第39条第1項**）。これを**危害防止命令**といいます。経済産業大臣が危害防止命令を発動した際には、その旨を公表しなければなりません（**消費生活用製品安全法第39条第2項**）。
  
- ◇ 上述の消費生活用製品安全法第32条に基づく製品回収等の命令は、特定製品における表示義務や技術基準適合義務に反した場合に発動されるものであるのに対して、消費生活用製品安全法第39条に基づく危害防止命令は、特定製品のみならず消費生活用製品全般が対象であること、及び命令の発動要件が、「消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合」となっている点が大きく異なります。
  
- ◇ なお、消費生活用製品安全法第32条及び第39条第1項（危害防止命令）に違反した者（違反行為者本人を指します。通常は、命令の名宛人である法人の代表者となります。）は、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金、又はこれを併科することとなっています（**消費生活用製品安全法第58条第4号**）。さらに、法人による違反の場合は、行為者本人のみならず、法人に対しても重大な罰金刑が科せられます。違反した法人は、1億円以下の罰金が科されます（法人重課）（**消費生活用製品安全法第60条第1号**）。

<sup>3</sup> 「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品をいいます（消費生活用製品安全法第2条第2項）。現在、乗車用ヘルメット、ライター、磁石製娯楽用品、吸水性合成樹脂製玩具等を含め、12の製品が指定されています（施行令第1条別表第1）。

- ◇ 経済産業大臣は、取引DPFを利用して行われる通信販売に係る消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合や、その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が特定できないなどにより必要な措置がとられず、かつ、当該危害の発生及び拡大を防止するために特に必要があるときは、取引DPF提供者に当該取引DPFの利用の停止など必要な措置をとるよう要請することができます。（消費生活用製品安全法第39条の2第1項）
  
- ◇ 重大製品事故が発生し、製品の回収等のリコールを実施する必要性が生じたにもかかわらず、リコールを行うべき事業者が倒産等により存在していない場合があります。こうした場合、経済産業省は、重大製品事故が多発している製品情報について記者発表等を通じ、一般消費者に周知することとしています。なお、資力の弱い事業者におかれては、重大製品事故による製品回収等に速やかに対応できるように、民間保険会社が提供しているリコール保険等を利用する等、万一の場合に備えておくことが必要です。ただし、補償内容については各損害保険会社の商品により差があるため（例：自転車や、電池、ACアダプターまたは充電器の瑕疵に起因するそれら財物のリコール費用が保険金支払いの対象とならないケースなど）、具体的な保険商品の内容については、各損害保険会社に確認してください。

## ★消費生活用製品安全法施行令（抜粋）

（特定製品）

第一条 消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第二条第二項の特定製品は、別表第一に掲げるとおりとする。

別表第一 （第一条、第三条、第八条関係）

- 一 家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積が十リットル以下のものであつて、九・八キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限る。）
- 二 乗車用ヘルメット（自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。）
- 三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）
- 四 登山用ロープ（身体確保用のものに限る。）
- 五 携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。）
- 六 浴槽用温水循環器（主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつていて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル毎分未満のものを除く。）
- 七 石油給湯機（灯油の消費量が七十キロワット以下のものであつて、熱交換器容量が五十リットル以下のものに限る。以下同じ。）
- 八 石油ふろがま（灯油の消費量が三十九キロワット以下のものに限る。以下同じ。）
- 九 石油ストーブ（灯油の消費量が十二キロワット（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、七キロワット）以下のものに限る。）
- 十 ライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつていてあつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。）
- 十一 磁石製娯楽用品（磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）
- 十二 吸水性合成樹脂製玩具（吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）
- 十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

## Q & A 事故報告の義務者が不存在の場合

●製品の製造又は輸入事業者が倒産し、事業者が存在していない場合、当該製品で重大製品事故が発生した情報を得た販売事業者は、事故情報を誰に通知すれば良いのでしょうか。

**回答** 重大製品事故が発生した場合で、製造又は輸入事業者が存在していない場合には、消費者庁に連絡をしてください。なお、製造事業者等が倒産又は廃業等となっている場合については、消費者庁、経済産業省又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が当該製造事業者等に代わって、製品の危険性に関する情報を消費者に周知し、消費者が危険を回避できるよう努めます。

## 6.6 消費者庁による体制整備命令、罰則

- ◇ 内閣総理大臣（消費者庁長官）は、重大製品事故が発生したにもかかわらず、当該製品の製造又は輸入事業者が、重大製品事故の報告義務を怠っていたり、虚偽の報告をした場合には、当該事業者に対して事実確認を行うとともに、必要があると認めるときは、以下の措置をとります。
- (1) 重大製品事故に係る製品名、事業者名、機種・型式名、事故の内容（事故発生日、事故発生場所、被害状況等）、事故原因等について記者発表を行うとともに、消費者庁のウェブサイトで公表します。
  - (2) 当該事業者に対し、事故情報を収集、管理及び提供するために必要な社内の体制を整備するように命令（**体制整備命令**）を発動します（**消費生活用製品安全法第37条**）。
- ◇ 製造又は輸入事業者が、上記の体制整備命令に違反した場合には、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処されます。また、これらが併科されることもあります（**消費生活用製品安全法第58条第5号**）。さらに、法人による違反の場合は、行為者本人を罰することは勿論ですが、法人に対しても罰金刑が科せられます。違反した法人は、行為者本人と同様、罰金刑（100万円以下）が科されます（**消費生活用製品安全法第60条第2号**）。

### Q & A 体制整備命令について

#### ●体制整備命令とは、具体的にどのような内容になるのでしょうか。

**回答** 体制整備命令とは、製造又は輸入事業者が重大製品事故に関する情報を収集・管理・公表できるようにするための社内体制を整備するように命令を出すことです。このため、具体的な内容は、それぞれの事業者の状況により異なると思いますが、例えば、消費者からの製品事故情報に関する専用窓口の設置や事故情報処理に係る社内規定類の整備等が挙げられます。

なお、具体的な社内体制の整備手法については、後述する「7.1 製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」を参考にしてください。

#### ●自社で報告義務がないと判断した事故が、後日、消費者庁から、報告義務対象の事故であると指摘を受けた場合には、報告義務違反ということで罰せられるのでしょうか。

**回答** 報告義務を履行しなかったことをもって直ちに罰せられるものではありません。消費者庁としては、事業者が報告義務を履行しなかった理由を究明した上で、体制整備命令の発動可否を含め、適切に対応します。

## 7.1 製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン

- ◇ 消費生活用製品安全法に基づく事故情報の報告・公表制度は、消費生活用製品にかかわる全ての事業者にとって、守るべき最低限のルールです。こうしたルールを通じ、製品安全を向上させることで、製品安全が持続的に確保される安全・安心な社会が構築されることが期待されます。そのためには、事業者自らが製品安全の確保に向けた取組を行うことで、全社的に製品安全体制を構築し、製品事故が発生した際には迅速かつ適切に対応がなされることが不可欠です。
- ◇ 経済産業省では、製品安全の確保に向けた事業者自らの取組を促すために、企業トップの意識の明確化や製品事故に対する対応等について示した「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」<sup>4</sup>を公表しています。
- ◇ 事業者におかれては、当該ガイドラインを参考にして製品安全に係る自主行動計画を策定することで、社内の製品安全に係る体制を適切に整備することができると考えています。なお、内閣総理大臣が消費生活用製品安全法第37条に基づく体制整備命令を発動する際にも、当該ガイドラインに記述されている事項等を確実に整備するよう命令を出す可能性があります。

製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン（平成19年3月）

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/policy/guideline\\_selfaction.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/policy/guideline_selfaction.pdf)

<sup>4</sup> ガイドラインの詳細は、経済産業省の製品安全のウェブサイト：  
[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/index.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/index.html)  
を御覧ください。

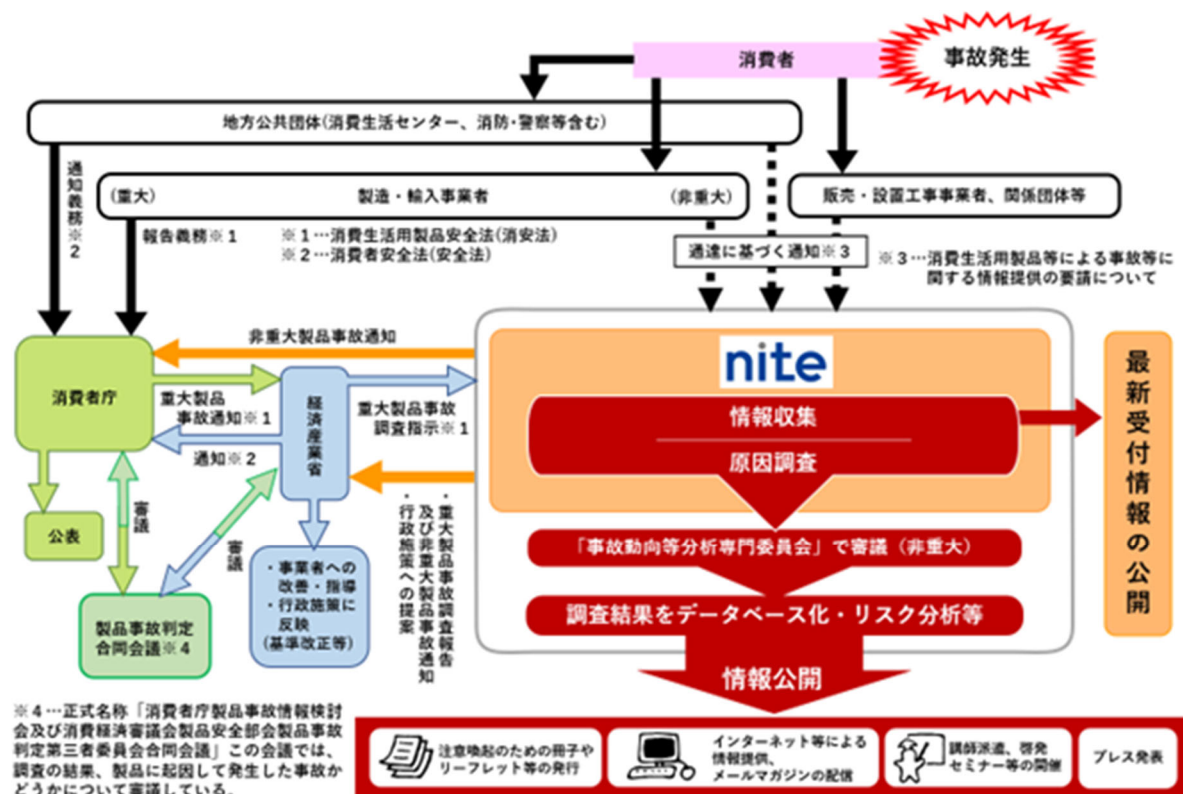
## 8.1 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の制度の概要

- ◇ 消費生活用製品安全法に基づく事故報告・公表制度の対象は、「消費生活用製品の重大製品事故であり、製品欠陥によって生じた事故でないことが明らかな事故以外のもの」となっています。また、報告義務者についても、「消費生活用製品の製造又は輸入事業者」となっています。しかし、重大製品事故を未然に防止するためには、重大製品事故に至る前に発生している軽微な事故や、ヒヤリ・ハット事例を網羅的に収集し、これらを丹念に分析することが重要です。
- ◇ このため、経済産業省では、昭和49年から製品事故情報の収集・分析を実施してきたNITEと協力し、消費生活用製品安全法に基づく事故報告・公表制度を補完するため、消費生活用製品安全法の対象とならない事事故例については、NITEの事故情報収集制度を活用して情報収集に協力するよう、平成19年4月、平成23年3月及び平成29年6月に全国の事業者団体や地方公共団体等に対して通達を出しています。

参考：「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について（平成23年3月4日付け平成23・03・03 商局第1号）」（平成29年6月19日、再周知）

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/point/pdf/tsutatsu5.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/point/pdf/tsutatsu5.pdf)

- ◇ 事業者の方々におかれては、NITEの事故情報収集制度の趣旨を御理解いただき、幅広い情報の提供をお願いします。



- ◇ 消費生活用製品に係る事故報告制度には、消費生活用製品安全法の重大製品事故報告義務、消費者安全法の通知義務及び NITE の事故情報収集制度の 3 制度があります。これらの消費生活用製品に係る事故の報告主体及び事故の種類は下表のとおりです。例えば、製造事業者が非重大製品事故（軽微な製品事故）に関する情報を知ったときは、NITE に報告してください。なお、NITE に報告された事故情報は、消費者庁及び経済産業省で情報共有されています。

### 消費生活用製品の事故に係る報告方法及び報告先等の一覧

	製造事業者 輸入事業者	販売事業者*** 修理事業者*** 設置工事事業者*** 取引DPF提供者**** リース事業者 関係団体等	地方公共団体 (消費生活センター等 を含む。)
重大製品事故	消費生活用製品安全法に 基づく内閣総理大臣（消費 者庁長官）への報告義務	NITE への報告	消費者安全法に基づく 内閣総理大臣（消費者庁 長官）への通知義務
報告の根拠	消費生活用製品安全法 第 35 条第 1 項	経済産業省からの情報 提供要請*	消費者安全法 第 12 条
報告先	消費者庁 消費者安全課	NITE	消費者庁 消費者安全課**
報告様式	内閣府令第 3 条 様式第 1	nite 様式- 2	特に定めていない
非重大製品事故	NITE への報告	NITE への報告	消費者安全法に基づく 内閣総理大臣（消費者庁 長官）への通知義務
報告の根拠	経済産業省からの 情報提供要請*	経済産業省からの 情報提供要請*	消費者安全法 第 12 条
報告先	NITE	NITE	消費者庁 消費者安全課**
報告の様式	nite 様式- 1	nite 様式- 2	特に定めていない

(注)

- \* 消費者事故情報の一元化の観点、及び、消費者庁からの要請を踏まえ、NITE が事業者等からの事故情報を収集し、消費者庁及び経済産業省に連絡します。
- \*\* 消費生活センター、消防、警察等の機関については、消費者庁に報告いただくこととなりますが、事故情報の調査分析の迅速化等の観点から、NITE に対しても、引き続き情報提供をお願いします（NITEへの報告様式：nite様式-2）。
- \*\*\* 販売、修理又は設置工事事業者については、消費生活用製品安全法第 34 条第 3 項に基づき、重大製品事故が発生したことを知ったときは、その旨を製造又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。
- \*\*\*\* 取引DPF提供者については、消費生活用製品安全法第 34 条第 4 項に基づき、重大製品事故が発生したことを知ったときは、その旨を製造、輸入又は小売販売事業者に通知するよう努めなければなりません。

## 8.2 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への業務用電気用品の事故報告

- ◇ 電気用品安全法第2条に規定する電気用品であって、消費生活用製品安全法第2条第1項に規定する消費生活用製品に当たらないもの（以下「業務用電気用品」といい、次ページに列記したものを指す。）の使用に伴い生じた事故が発生したことを知った場合は、当該業務用電気用品の製造又は輸入事業者は、NITEへ速やかに報告してください。
- ◇ 次ページに示した業務用電気用品は、あくまでも目安であり、今後、一般消費者に広く利用されるなど、時代の推移とともに、消費生活用製品に変更される場合もあり得ます。また、例えば、複写機のように業務用の大型機と、個人用の小型機が存在する場合には、個人用の小型機は広く一般消費者に使用されていることなどから、消費生活用製品に該当しますが、専ら事務所や事業場等で利用されている大型機は業務用に該当します。従って、次ページの一覧表には記載されていませんが、電気用品安全法の対象である業務用の複写機で事故が発生した場合は、NITEに報告してください。
- ◇ 業務用電気用品の事故については、便宜的に NITE を報告窓口としていますので、事業者への問合せや行政指導等の事故対応は経済産業省が行います。また、必要に応じて消費者庁も行う場合がありますので注意してください。
- ◇ なお、平成17年4月1日付け平成 17・03・24 商局第3号「電気用品の事故等に係る報告要領の制定について」は廃止しました。このため、電気用品安全法の枠組みで実施していた電気用品に係る事故報告は、平成19年5月14日以降、消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度及び NITE の事故情報収集制度において受け付けることとなりました。

## 業務用電気用品一覧

### 特定電気用品

ゴム絶縁電線、ケーブル（ゴム系のもの/導体の公称断面積が22mm<sup>2</sup>以下）、単心ゴムコード、より合わせゴムコード、袋打ちゴムコード、丸打ちゴムコード、その他のゴムコード、キャブタイヤコード（ゴム系のもの）、ゴムキャブタイヤケーブル、ビニルキャブタイヤケーブル（ゴム系のもの）、合成樹脂絶縁電線、ケーブル（合成樹脂のもの/導体の公称断面積が22mm<sup>2</sup>以下）、単心ビニルコード、単心ポリエチレンコード、より合わせビニルコード、袋打ちビニルコード、丸打ちビニルコード、その他のビニルコード、その他のポリエチレンコード、キャブタイヤコード（合成樹脂のもの）、金糸コード、ビニルキャブタイヤケーブル（合成樹脂系のもの）、温度ヒューズ、つめ付ヒューズ、管形ヒューズ、その他の包装ヒューズ、タンブラースイッチ、中間スイッチ、ロータリースイッチ、押しボタンスイッチ、プルスイッチ、ペンダントスイッチ、街灯スイッチ、光電式自動点滅器、その他の点滅器、箱開閉器、フロートスイッチ、圧力スイッチ、配線用遮断器、漏電遮断器、カットアウト、ランプレセプタクル、セバラブルプラグボディ、蛍光灯用ソケット、蛍光灯用スターターソケット、分岐ソケット、キーレスソケット、防水ソケット、キーソケット、プルソケット、ボタンソケット、その他のソケット、ねじ込みローゼット、引掛けローゼット、その他のローゼット、ジョイントボックス、アンペア制用電流制限器、定額制用電流制限器、蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器、その他の高圧放電灯用安定器、オゾン発生器用安定器、スチームバス用電熱器、サウナバス用電熱器、自動販売機（電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置を有するもの）に限り、乗車券用のものを除く。）、電気乗物、電気浴器用電源装置

### 特定電気用品以外の電気用品

ケーブル（ゴム系のもの/導体の公称断面積が22mm<sup>2</sup>を超えるもの）、電気温床線（ゴム系のもの）、蛍光灯電線、ネオン電線、ケーブル（合成樹脂系のもの/導体の公称断面積が22mm<sup>2</sup>を超えるもの）、電気温床線（合成樹脂系のもの）、金属製の電線管、一種金属製可撓電線管、二種金属製可撓電線管、その他の金属製可撓電線管、金属製のフロアダクト、一種金属製線樋、二種金属製線樋、金属製のカップリング、金属製のノーマルバンド、金属製のエルボー、金属製のティ、金属製のクロス、金属製のキャップ、金属製のコネクター、金属製のボックス金属製のプッシング、その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品、ケーブル配線用スイッチボックス（金属製）、合成樹脂製電線管、合成樹脂製可撓管、CD管、合成樹脂製等のカップリング、合成樹脂製等のノーマルバンド、合成樹脂製等のエルボー、合成樹脂製等のコネクター、合成樹脂製等のボックス、合成樹脂製等のプッシング、合成樹脂製等のキャップ、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品、ケーブル配線用スイッチボックス（合成樹脂製）、筒形ヒューズ、栓形ヒューズ、リモートコントロールリレー、カットアウトスイッチ、カバー付ナイフスイッチ、分電盤ユニットスイッチ、電磁開閉器、ライティングダクト、ライティングダクト用のカップリング、ライティングダクト用のエルボー、ライティングダクト用のティ、ライティングダクト用のクロス、ライティングダクト用のフィードインボックス、ライティングダクト用のエンドキャップ、ライティングダクト用のプラグ、ライティングダクト用のアダプター、その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器、ベル用変圧器、表示器用変圧器、ネオン変圧器、燃焼機器用変圧器、ナトリウム灯用安定器、殺菌灯用安定器、反発始動誘導電動機、分相始動誘導電動機、コンデンサー始動誘導電動機、コンデンサー誘導電動機、整流子電動機、くま取りコイル誘導電動機、その他の単相電動機、かご形三相誘導電動機、電気ソーセージ焼き器、電気茶沸器、電気酒かん器、電気湯せん器、毛髪加湿器、タオル蒸し器、電気消毒器（電熱装置）、電気育苗器、電気ふ卵器、電気育すう器、ベルトコンベア、電気製氷機、電動脱穀機、電動もみすり機、電動わら打機、電動縄ない機、選卵機、洗卵機、昆布加工機、するめ加工機、電気製めん機、電気肉ひき機、電気肉切り機、電気パン切り機、電気かつお節削機、電気氷削機、電気洗米機、野菜洗浄機、ほうじ茶機、包装機械、おしぼり包装機、荷造機械、自動印画定着器、自動印画水洗機、事務用印刷機、あて名印刷機、タイムレコーダー、タイムスタンプ、帳票分類機、コレクター、番号機、硬貨計数機、紙幣計数機、ラベルタグ機械、洗濯物仕上機械、洗濯物折畳み機械、おしぼり巻機、自動販売機（乗車券用のものを除く。）、両替機、理髪いす、電気黒板ふきクリーナー、電気床磨き機、電気靴磨き機、サイレン、電気金切り盤、電気みぞ切り機、電気角のみ機、電気チューブクリーナー、電気タッパー、広告灯、検卵器、電子式金銭登録機、ジュークボックス、高周波ウェルダー、アーク溶接機、電気さく用電源装置

（注1）上記の中には消費生活用製品の一部として組み込まれる部品も含む。

（注2）今後、一般消費者の使用状況や製品の販路等を踏まえ、上記に分類されるものを消費生活用製品に変更する場合もある。

## 8.3 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への業務用LPガス器具の事故報告

- ◇ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）第2条第7項に規定する液化石油ガス器具等における、①調整器、②液化石油ガス用継手金具付高圧ホース、③液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、④液化石油ガス用対震自動ガス遮断器のうち、液化石油ガス販売事業者が所有するもの（いわゆる供給設備に用いられる器具で、以下、便宜的に「業務用LPガス器具」という。）については、消費生活用製品安全法第2条第1項に規定する消費生活用製品に該当しません。
- ◇ このため、業務用LPガス器具の製造又は輸入事業者は、業務用LPガス器具における事故報告について、NITEへ速やかに報告してください。
- ◇ なお、業務用LPガス器具の事故については、便宜的にNITEを報告窓口としていますが、事業者への問合せや行政指導等の事故対応は経済産業省が行います。また、必要に応じて消費者庁も行う場合がありますので注意してください。

## Q & A ガス事業法等との関係

● ガス用品等で重大製品事故が発生した場合、消費生活用製品安全法に基づく報告と、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく報告があるかと思いますが、報告の書式が異なるため、別々に取扱う必要がありますか。

**回答** 都市ガス用のガス用品については、ガス事業法に基づき、都市ガス事業者から経済産業省産業保安監督部長に、また、液化石油ガス用のガス器具については、高圧ガス保安法に基づき、LPガス事業者から都道府県知事に、報告が義務付けられています。他方、消費生活用製品安全法では、重大製品事故について、製造又は輸入事業者から内閣総理大臣（消費者庁長官）に報告を義務付けています。報告義務対象者及び報告の対象となる事故の範囲も異なるため、別々に扱う必要があります。

# 8.4 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への事故報告様式

報告様式は以下のとおりです。変更がある場合もございますので、NITEのHPをご確認いただき、最新版をご利用ください。

<https://www.nite.go.jp/jiko/jiko.johou/shushu/youshiki/index.html>

## 【非重大製品事故に関する NITE への報告様式（製造事業者、輸入事業者用）】

(nite 様式-1)

(注) ※印の欄には記入しないでください。

取扱注意	報告書 (製造事業者、輸入事業者用)		※ 管理番号		
			※ 受付年月日		年 月 日
製品名	品名(ブランド名) 機種・型式等		(生産国名: )		
事故発生年月日	年 月 日		午前・午後	時 頃	
火災の有無	1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有 2.無	製品被害の有無	1.有 2.無 (全損・一部破損・不明)
人的被害区分	①死亡( )名				
	②負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上のもの)( )名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害( )名 2.聴覚又は平衡機能の障害( )名 3.嗅覚の障害( )名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害( )名 5.肢体不自由( )名 6.循環器機能の障害( )名 7.呼吸器機能の障害( )名 8.消化器機能の障害( )名 9.泌尿器機能の障害( )名				
	③負傷又は疾病(治療に要する期間が30日未満のもの)( )名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害( )名 2.聴覚又は平衡機能の障害( )名 3.嗅覚の障害( )名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害( )名 5.肢体不自由( )名 6.循環器機能の障害( )名 7.呼吸器機能の障害( )名 8.消化器機能の障害( )名 9.泌尿器機能の障害( )名				
	④人的被害なし				
事故内容	①事実関係(詳細を記述してください)				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一機種による類似事故の発生件数: 件(本件を除く)</li> <li>・当該製品の周辺への被害拡大の有無: 1.あり(その概要 ) 2.なし</li> <li>・リコール実績の有無: 1.あり( 年 月 ) 2.なし</li> </ul>				
	②事故発生の原因 1.設計不良 2.製造不良 3.使用部品又は材料の不良 4.経年劣化 5.表示の不備 6.取扱説明書の不備 7.据付・工事の不良 8.その他( ) (以下、詳細を記述してください。)				
③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止 2.輸入の中止 3.販売の中止 4.製品の改良 5.製造工程の改善 6.品質管理の強化 7.製品の回収 8.製品の点検・修理 9.消費者に注意喚起 10.表示の改善 11.取扱説明書の改善 12.特に措置しない 13.その他( ) (以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述してください。)					

	④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先 (名称) (連絡先)
	⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先 (名称) (連絡先)
事故を認識した 契機と日	(認識した契機)
	(認識した年月日) 年 月 日 午前・午後 時頃
事故発生場所	● (住所)
	(具体的場所)
当該型式品の 製造時期及び数量	(時期): 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量):
当該型式品の 輸入時期及び数量	(時期): 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量):
当該型式品の 販売時期及び数量	(時期): 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量):
製造・輸入事業者の 名称及び所在地	(名称): (報告者の業種) 1.製造事業者 2.輸入事業者 (届出の有無) 1.あり (根拠となる法律名: ) 2.なし
	(所在地):
	(電話番号):
	(担当部署): (担当部署電話番号):
	● (担当者役職): ● (担当者氏名):
所属の業界団体名 及び同所在地	(名称)
	(住所): (電話番号):
報告書作成者 (上記製造・輸入事 業者と違う場合は 記入してください)	(名称・機関名) (氏名)
	e-mail:
	(住所) (電話番号): (FAX):

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(注) ●印の項目に係る記載は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

(nite 様式-1) 補足資料

① 被害者	フリガナ (姓) (名)		性別	1.男 2.女 ● (年齢: 歳)
	(住所)		(電話番号)	
	購入先企業名 ( )			
② 人的被害区分	1.骨折 2.打撲 3.裂傷 4.擦過傷 5.火傷 6.皮膚障害 7.視覚障害 8.聴覚又は平衡機能障害 9.嗅覚機能の障害 10.音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害 11.肢体不自由 12.循環器機能の障害 13.呼吸器機能の障害 14.消化器機能の障害 15.泌尿器の機能の障害 16.一酸化炭素中毒 17.一酸化炭素以外の中毒 ( ) 18.窒息 19.感電 20.その他 ( )			
③ 治療状況	1.完治 2.治療中 3.不明 全治 ( 日間・内入院 日間・通院 日間)			
●④ 被害者の要望	1.被害金額の弁償 2.製品の交換 3.修理・点検 4.引取り (代金返済) 5.慰謝料 6.調査・原因究明 7.謝罪 (他の要望なし) 8.その他 ( ) 9.要望なし			
	(内容)			
●⑤ 被害者への措置	1.被害金額の支払 2.製品交換 3.部品交換 4.修理・点検 5.部品提供 6.引取り (代金返済) 7.慰謝料の支払 8.事故原因等の説明 9.見舞金の支払 10.特に措置しない 11.被害者と交渉中 12.係争中 (裁判等) 13.謝罪 14.その他 ( )			
	前項 2.~5.において	1.有償 2.無償	被害者の反応	1.納得 2.納得しない
	(内容)			
(提示金額: 円)		(支払金額: 円)		

(注) ①~⑤については、被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入してください。

⑥ 事故製品の所有者	フリガナ (姓): (名):			
	(住所)		(電話番号)	
	年 月 日購入	製品の使用期間	年	ヶ月使用
⑦ 製品の購入等年月日及び入手先	1.デパート 2.スーパーマーケット 3.一般商店 4.専門店 5.量販店 6.ホームセンター 7.通信販売 8.中古品販売店 9.共済組織等 10.製造事業者 11.輸入事業者 12.その他 ( ) 13.不明			
⑧ 貼付されているマーク等の名称	取扱説明書の有無		1.有 2.無 3.不明	
	保証書添付の有無		1.有 2.無 3.不明	
		保証書の有効期限	購入日・製造日より	年 月

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(注) ・報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付してください。

- ・上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を②~⑤の欄の情報と併せて nite に提供することを、被害者本人に同意を得る必要があります (ただし、太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要です。)
- ・上記⑥の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を⑦の欄の情報と併せて nite に提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要があります (ただし、太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要です。)
- ・上記①、⑥の太線で囲まれた欄 (住所については町村以下の部分に限る。) 及び●印の項目に係る記載は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成 13 年法律第 140 号) に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

【NITE への通知様式（販売事業者、取引DPF提供者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体、地方公共団体（消費生活センター等を含む。）用）】

(nite 様式-2)

通知書

(注) ※印の欄には記入しないでください。

取扱注意	販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体、地方公共団体（消費生活センター等を含む。）用	※管理番号	
		※受付年月日	年 月 日

製品名 品名(ブランド名)			
機種・型式等	生産国名:		
製品に付されている表示又はマーク	取扱説明書の有無 有・無		
事故発生年月日	年 月 日	午前・午後	時 分
事故発生場所	●(住所) (具体的場所)		
被害者	●氏名: 性別: 男・女 ●年齢: 才		
火災の有無	1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有 2.無
人的被害の概要	1.死亡( )名 2.負傷又は疾病(全治30日以上のもの)( )名 3.その他軽傷又は疾患(病院治療( )名・家庭内治療( )名) 1.骨折 2.打撲 3.裂傷 4.擦過傷 5.火傷 6.皮膚障害 7.視覚障害 8.聴覚又は平衡機能障害 9.嗅覚機能の障害 10.音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害 11.肢体不自由 12.循環器機能の障害 13.呼吸器機能の障害 14.消化器機能の障害 15.泌尿器の機能の障害 16.一酸化炭素以外の中毒( ) 17.窒息 18.感電 19.その他( ) <input type="checkbox"/> 人的被害なし		
人的被害以外の被害状況	1.製品破損の有無 有・無 2.当該製品の周辺への被害拡大の有無 有(その内容 )・無		
製品の購入及び使用状況	購入年月日: 年 月 日 使用期間: 年 ヶ月( 日) 購入先:		
事故内容	(詳細を記述してください。別紙に記載していただいても結構です。)		
事故原因 (貴所における所見)			
●被害者の要望	1.被害金額の弁償 2.製品交換 3.修理・点検 4.引き取り(代金返済) 5.慰謝料 6.調査・原因究明 7.謝罪(他になし) 8.その他( )		
製造事業者等の名称及び所在地	(名称): (業種) 1.製造事業者 2.輸入事業者 3.発売元 4.その他 (所在地): (電話番号): ●(担当者氏名):		
通知書作成者	(名称・機関名) (氏名) e-mail: (住所) (電話番号): (FAX):		
事故品の提供及び事故品の解体についての確認	事故品提供について(事故品をniteに提供していただけますか。)→ 可・否 事故品返却について(提供いただける場合は、返却する必要がありますか。)→ 要・否 事故品解体について(試験によって解体してもよろしいですか。)→ 可・否		

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(注) 通知に当たっては、原則として本様式によりますが、他の様式でも上記項目が網羅されていれば、本通知書に替えることができます。また、●印の項目の記載(住所については町村以下の部分に限る。)は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

## 8.5 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の連絡先一覧

### NITE 製品安全関係事業所一覧

所名	郵便番号	住 所	連絡先
E-mail による通知先			<a href="mailto:jiko@nite.go.jp">jiko@nite.go.jp</a>
大阪事業所	〒559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北 1-22-16	TEL:06-6612-2068
東京本所	〒151-0066	東京都渋谷区西原 2-49-10	TEL:03-3481-1820
北海道支所	〒060-0808	北海道札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎	TEL:011-709-2324
東北支所	〒983-0833	宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18	TEL:022-256-6423
燃焼技術センター	〒376-0042	群馬県桐生市堤町 3-7-4	TEL:0277-22-5471
中部支所	〒460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	TEL:052-951-1931
北陸支所	〒920-0024	石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎	TEL:076-231-0435
中国支所	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 3 号館	TEL:082-211-0411
四国支所	〒760-0023	香川県高松市寿町 1-3-2 日進高松ビル 5 F	TEL:087-851-3961
九州支所	〒815-0032	福岡県福岡市南区塩原 2-1-28	TEL:092-551-1315

## 8.6 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への事故情報収集制度における事故情報の処理

- ◇ NITEでは、受け付けた製品事故情報について個別に事故原因を調査・分析し、必要な場合には事故品を確認して原因究明を行っています。また、国へ報告された重大製品事故のうち、安全性に関する技術上の調査が必要なものについては、経済産業省の指示により、NITEが調査を行っています。調査に当たって、製造又は輸入事業者の皆様や、販売事業者等を含む関係者の皆様に、事故発生時の詳細な状況、製品に関する資料や事故品等の提供、事業者で行った事故調査結果の提供を依頼しますので御協力をお願いします。
  
- ◇ 受け付けた事故は1週間ごとに取りまとめ、事故を受け付けた週の翌週に、下記内容をNITEのウェブサイト上で公表します。なお、当該事故がリコール製品に関する事故の場合は、製造又は輸入事業者名、機種・型式名及びリコール開始日も公表します。
- ◇ また、消費者庁及び経済産業省が製造又は輸入事業者名、機種・型式名を公表している場合には、NITEのウェブサイト上でも同様に公表します。
  - <リコール製品に関する事故の公表内容>  
製造又は輸入事業者名、機種・型式名、事故受付年月日、品名（一般的な名称）、事故発生年月日、事故内容、被害状況、被害発生都道府県名、生産地
  - <一般的な公表内容>  
事故受付年月日、品名（一般的な名称）、事故発生年月日、事故内容、被害状況、被害発生都道府県名、生産地
  
- ◇ 事故原因の分析結果は、学識経験者や消費者代表等から構成されるNITEの「事故動向等解析専門委員会」に諮った後、下記内容で公表します。なお、製品に起因する事故の場合は、事業者の確認を頂いた上で、製造又は輸入事業者名、機種・型式名も公表します。
  - <製品に起因する事故における製品事故調査結果公表内容>  
製造又は輸入事業者名、機種・型式名、事故発生年月日、事故発生地、品名、製品使用期間、事故通知内容、事故原因、再発防止措置、通知者の属性、受付年月日
  - <その他の製品事故調査結果公表内容>  
事故発生年月日、事故発生地、品名、製品使用期間、事故通知内容、事故原因、再発防止措置、通知者の属性、受付年月日
  
- ◇ 上記の調査結果の公表のほか、NITEは、プレス発表やソーシャルメディアの活用により、消費者へ製品事故の注意喚起情報を随時発信しています。

## Q & A その他

### ● 重大製品事故の報告を行った場合、民事上の責任も負うことになるのでしょうか。

**回答** 事故報告制度では、製造又は輸入事業者が国への事故報告を行った事実をもって、直ちに製品欠陥があることを認めたことにはなりません。そのため、事故報告の義務を履行したことをもって、直ちに民事上又は刑事上の責任を負うことにはなりません。

### ●すでに販売終了して10年たちますが報告する必要がありますか。

**回答** 自ら製造又は輸入した製品については、当該製品が存在する限り、報告義務は存在します。

### ● 重大製品事故の報告について、内閣府令で「報告書は、日本語で記載する」と定めているのは何故ですか。

**回答** 消費生活用製品安全法に基づく事故情報の公表制度は、我が国の消費者が、国内で起きた消費者事故の情報を把握し、当該製品の使用に伴う危険を回避するためのものです。このためには、製品名や型式に加え、事故の態様（ケガの程度など）などについて、誤訳を避けて正確に公表する必要があり、公表の元となる事故情報の報告を日本語で行っていただくこととなっています。

### ● 「製造事業者・輸入事業者から重大製品事故に関する報告がない場合においても、一定の場合には、重大製品事故の情報を公表する。」とは、どういった場合でしょうか。

**回答** 製造事業者・輸入事業者から重大製品事故に関する報告がない場合であっても、消費者庁は重大製品事故が生じたことを知った場合において、当該重大製品事故に係る製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときには、重大製品事故の情報を公表することとしています。